西宮市総合計画審議会
第４部会（第５回）

日時：平成 20 年 10 月 17 日（金）

場所：西宮市役所東館 801,802 会議室

時間：13：25～16：45

○田村総合計画担当グループ長　　時間前ですが、浅野委員は、事前にご欠席をお聞きしていますので、今日ご出席予定の方は全員そろっておられます。

○田窪部会長　　皆さん、こんにちは。

今日は暑い中、審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は第５回ということで、審議は今日で計画推進部分も含めて終わらせれば、第６回については全体を含めての修正案ということになります。それで、今日は皆さん方に時間を延長してまでお願いいたしましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日もできる限り時間内に終わりたいと思いますが、熱心なご意見でどうしてもというようなことがありますれば、前回お願いしたように、時間延長ということも考えておりまいて、できる限り時間内に終わりますように頑張っていきたいと思います。

それでは、第４部会の第５回審議会をただいまから開催いたします。

審議に先立ちまして、事務局の方から本日の出席状況の方をよろしくお願いします。

○田村総合計画担当グループ長　　本日は、浅野委員さんがご欠席でございまして、10名中９名のご出席でございます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

今、事務局の報告のとおり、過半数に達しておりますので、本日の審議は成立いたします。

それでは、審議に入らさせていただきます。

まず、配付されております資料について、事務局の方から説明お願いします。

○田村総合計画担当グループ長　　では、お手元の方に資料６点つけさせていただいております。

まず、前回第４回の会議録、そしてその意見をまとめさせていただきました意見要旨をつけております。これにつきましては、またご確認をいただきまして、修正等がありましたら事務局の方までおっしゃっていただくようにお願いいたします。

残りの４点につきましては、前回にお示しをすると言っていた分で、今回に延びました「基本構想」、「基本計画総論」のいわゆる共通項目の修正案でございます。

資料としては、４点つけております。Ａ３の用紙を折りました「共通項審議項目における意見と市の考え方」、そしてＡ４の１枚ものの「共通項目修正案対比表」、そして「基本構想」及び「基本計画総論」の修正案でございます。

内容につきましては、該当のところで説明をさせていただきますので、今は、ご確認いただくということでお願いいたします。

以上でございます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

内容については、各論の計画推進編の№９が終わってから説明ということですね。よろしくお願いします。

では、前回は、各論の№42、都市農業の展開について、事務局の方から説明まで終わりました。それで審議に入らせていただきます。委員の方で何かご意見ございませんでしょうか。

坂委員さん。

○坂委員　　これは質問ですが、まちづくり指標の２点、有機乾燥肥料の購入農家数と市民農園面積というのがあるのですけれども、これがその都市農業と有効に結びついた指標になるという意味が、いまひとつよくわからないので、どうしてそうなるのかなと。

市民農園というのが重要な指標ということになるということだと思うのですが、そういう意味で指標になるのかと思いもしますので、その辺のところの考え方がどうなのだろうかなと思って、お聞きしたいと思います。

○後藤経済部長　　経済部長の後藤です。

主要な施策展開に、環境に優しい魅力的な農業の推進、それから地域共生型農業の育成という項目を挙げております。有機乾燥肥料のことですが、有機肥料と申しますのは、牛ふんとか鶏ふんなど、有機質肥料を発酵したようなものです。特に乾燥肥料としておりますのは、におい等が少ないということもございまして、環境保全の見地からこういった有機肥料を推奨する意味で、購入肥料の５割を補助金の対象として、ぜひ有機乾燥肥料を使っていただきたいということをしております。

それから、市民農園につきましては、先ほど申しました、要するに都市部では市民や住宅地との間で、いろいろと問題が起こったりしますので、都市農業として持続していくという意味でも、市民と農家との交流の機会を確立していくと、主要な施策展開にも書いておりますが、こういったことから、市民農園をまちづくり指標に挙げさせていただいております。

○田窪部会長　　坂委員さん。今の説明で。

○坂委員　　正直ぴんとこないのですが、例えば、現状と課題のところにあるような都市農業の位置づけの問題です。この辺との関係で、有機乾燥肥料というのがそんな話になるのか。

市民農園についても、都市農業と市民農園とは違うと思うので、これを指標に据えるというのは、適切ではないのではないかと思っています。市民農園をして、理解は進むかもしれませんが、都市農業の展開、いわば再生なり展開なりという問題だろうと思うのですけれども、そういう観点でいくと、これが適切とは考えられないと思いますが、どうもすっきりしないという気持ちがしております。

○田窪部会長　　白井委員さん。

○白井委員　　現状と課題で、前のところでも話したことがあります。現状は書いているけれども、課題が見えにくい部分があるのではないかと思います。

それで、言葉的には後継者不足という形に書いていますけれども、西宮の農業振興計画の中でも、同じように現状と課題という箇所があります。その中でも「後継者確保がいまだ大きな課題である」と明確に書いております。

それと、もう一つは、相続発生時における相続税の納付のために、農地売却とかいうことで、離農を余儀なくされるということも書かれていて、それが一つの大きな障害になっていると考えられるということも、これも課題として上げられるのではないかと思います。

それと、もう一つは環境の問題で、都市農業であるがゆえの問題点も多いということで、農地と住宅地が混在しており、家庭雑排水の混入による用水の汚濁、それに伴う土壌の汚染という形で書かれています。これも一つの課題ではないかと思います。その辺のことも明確に入れた方が、課題というのが浮き彫りにされて、その中で基本方針とか、また施策の展開とか出てくるのではないかと思います。

特に、相続税を払わないといけないために、農地を売却するということが一つの大きな課題ではないかと思いますし、例えば、全然違いますが、今、国の施策としては、中小企業の方も同じように企業を相続する場合には、相続税が軽減されています。そういう中で、農業に関しても、国の問題になるかもわかりませんが、一定の相続する場合は減額ということも、これからの施策には必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

その辺については。

○福島市民局長　　相続税に関しましては、大きな国のレベルの話になろうかと思いますが、先ほどおっしゃいました農業用水の問題とかについては、どこまで表現できるかわかりませんけれども、より具体的な形で表現した方がいいのではないかとい

うお話もあったと思いますので、検討してみたいと思います。

○田窪部会長　　東さん。

○東委員　　よろしくお願いします。

以前、策定委員会のときもご意見が出ていたと思うのですけれども、西宮でつくられた野菜を、例えば給食などに使っていただいたりとかして、あのときの市のお話でしたら、西宮産のネギが給食などに使われているというお話もされていたと思います。学校給食など行政側が提供するものの中に、地産地消を進めていくような、西宮でできたものを使って進めていくというようなことを入れ込んでいただくと、地産地消も進むのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○福島市民局長　　そうですね、学校給食のネギの話は確かにございますけれども、ここの西宮らしさを生かした販路の確保、西宮産としてブランド化し、競争力の強化を目指すというところに、そういうところを入れ込んだつもりです。

○東委員　　もう少しわかりやすく。

○福島市民局長　　もう少しわかりやすく。

○東委員　　そうですね、今までは多分それもわかりにくいのかなとは思います。

○福島市民局長　　そうですね。地産地消をもう少し全面的に押し出してはどうかというようなご意見。

○東委員　　そうですね。先程の相続税の話もそうですが、農地がどんどん減っていっている中で、農業をお商売としてというか、先ほどの市民農園の話ではないのですが、市民農園と農業は違うと思いますので、農業を展開していく、推進していくために、使っていく、食べていくというか、その地域で、地元で消費していくことについて、ブランド化して競争力の強化を図るというのも確かにそうなのですが、積極的に行政側が持っている給食であったり、あるいは役所の中の食堂であったり、そういうところでもどんどん使っていくようなことを考えてくださいませんかというのが、確か策定委員の中でもお話があったような気がしますので、もう少し具体的に出して

いただければ、皆さんのお気持ちも通るかなとは思います。

○福島市民局長　　その下の地域共生型農業の育成のところで、その辺の今のお話の部分が入れ込めるところがあるかもわかりませんので、ちょっと工夫してみたいと思います。

○東委員　　ありがとうございます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

ほかに意見。

篠原さん。

○篠原委員　　おおむね似た話になってしまうかもしれないですけれども、今の西宮産のブランド化というところで、これはもちろん全国的にブランドになるとか、松阪牛みたいになるということをもくろんでいるわけではなくて、当然市内の人に、「ああ、これ西宮でとれたやつや」ということでたくさん買ってもらうということだと思うのです。それで言うと、これは正確でないので何の資料かも思い出せなくて申しわけないですが、西宮はネギが結構県内でも盛んである。ただし、西宮の卸売市場では、なかなか西宮のネギが回ってこなくて、確か大阪の方に流れてしまう。それは確か流通の機構の関係なのか、もしくは、要するに保管とか保存とか、忘れましたけれども、要は、西宮でとれたものが大阪に流れて、大阪のスーパーなり小売りで売られている方が多いという資料を見た記憶があります。そういうことを改革してもらって、小売店の八百屋さんって西宮市内でまだたくさんありますので、スーパーも恐らくあかんとは言いません。いいとは思いますけれども、小売店に行くと、西宮産のネギとかが買えると。そうなると、その小売店の小さなお店の活性化にもつながるだろうし、例えばそれがスーパーに比べて20円、30円、50円高くても、意味を持って買ってくれる人が増えていくと思うので、その流通の方もぜひ、行政がどこまで直接手を下せるかというのは難しいと思いますが、研究していただきたいと思いますし、それを使った、今度は逆に口に入るまでの最終地点のお店ですよね、給食という話もあり

ましたけれども、例えば、市が管轄している中で言うと、今日もお昼は本庁の地下で食べてきましたが、あそこで西宮産のホウレンソウのおひたしがあるとか、そういうことで市民の皆さんへのアピールにもなると思うし、それが通常 150円だったものが、西宮産だから 180円になっても、少なくとも僕は30円高くても食べますので、そういった工夫もして、西宮産の野菜が使われているという、目に物を見せるという店舗を例えば５店でもいいから開拓するとか、そういった目標をぜひ研究していただけたらなというのは思います。

以上、意見です。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

中務さん。

○中務委員　　外部の方へ野菜が流通しているということですが、甲東の段上、それから上大市では、尼崎の方へ大部分商品が流れます。やはり金額の面もあるし、それとまた外部の方から甲東のつくっている業者の方に買いに来る。契約して取りに来てもらうというようなことが、現在行われております。

だから、市内でどれだけ流通しているかわかりませんけれども、今、おっしゃったように、段上、上大市の辺の野菜は、それから高木ですか、ほかの方へ流れていく、それが現在の状況でございます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

白井さん。

○白井委員　　例えば、ネギの名称は、西宮ネギとして売っているのですか。

○中務委員　　業者が皆田んぼ自身で売ってしまいますから、その業者が取りに来て、これを何ぼというふうにして買って帰りますので、どのようなシールを貼っているか、僕ら直接はタッチしたことないのでわかりませんが、一町単位で全部向こうが引きに来て、こっちはつくるだけです。種まいて大きくしたら、もうそれでいついつこれだけでき上がったと言うと、それならいついつ来てくれるかというのが、業者と

農業の方の契約で売っているというような状態です。

だから、どのようにつけているかわかりませんが。

○田窪部会長　　東委員さん。

○東委員　　今のお話もそうですが、確認ですけれども、地産地消でやっていく、やっていくというか回していくということを考えておられたことに間違いはないのかなというところの確認です。例えば、限界集落みたいなところでは、地産地消というよりも、地産他消でお金を入れてくる、そこの中で、集落の中で購入をするということ自体がなかなか難しくなっている場合においては、外からお金を入れてくるために、地産地消ではなく、地産他消でないといけないという意見もあると思うのですけれども、西宮市としては、地産地消をしていきましょうというのが、書いてあるとおりそもそもの趣旨でよろしかったのですよね。決して外からがだめとかいいとかというのではなくて、多分政策の問題だと思うので、この西宮市の都市農業の展開というのは、地産地消で行きますということですよねという確認です。

○福島市民局長　　西宮で生産されたものは、西宮ですべて消費されるとかいうことは、全く考えておりません。ただ、やはり地元のものを大事にしていく、そういうものを消費していくのは、非常に大事なことだと。食の安全とかそういったことも今大きな問題になってきていますので、そういうことからも、地産地消を推し進めていくべきであろうと思います。

それと、西宮の農業を、一般市民の方にもっともっと知っていただきたいということもあります。ですから、地産地消というには、今、大きな流通の中で47万幾らというような人口の中で、西宮の人口の野菜を全部賄えるとは全くいかないと思いますので、意味合いとしては、先ほど申し上げた意味合いです。

○東委員　　わかりました。

○田窪部会長　　中務さん。

○中務委員　　今、話が出ました地産地消ですけれども、これは、農協の方で理事

会が毎月１回ないし２回ありますが、力強く地産地消に持って行けというような命令は皆出しておりますけれども、なかなかうまくいっていないのが現状でございます。

○田窪部会長　　中野さん。

○中野委員　　農業経済というのは、産業経済とはまた別で、私も素人ですが、１、２点だけ。先週ご検討いただきました、観光振興でありますとか、あるいは地元の産業経済の振興、特に商店街の再活性化、そういったところとの関連の地産地消というのは、非常に期待しているところです。より安全な無農薬の食材が、誰がつくったかわかっているという、そういう農業産品といいますか、農産品、特にここのホウレンソウとかそういうものだと思うのですが、そういうものが直接市民の手に届くかどうかというのは、商店街にとっても一つの活性化のきっかけになり得るし、それで例えばイタリアだとかフランスだとか、よく観光でポスターにも出ていますけれども、マルシェという青物市場の日曜日ごとの午前中に、そういうものが周りの農家からたくさんいろいろなものが持ち寄られることによって、毎回開催される。それに対して、全世界からそういうものを観光に訪れて見に来ると言いますか、そういったまさに西宮市の雰囲気づくりといいますか、観光資源的なものとしても、そういった市場、マルシェのようなものというのがもしできたら、これはすばらしいのではないかとは思いますが、そういった関連性というのが、実は先ほど中務さんの力強いお言葉で、地産地消というのは頑張ってやっていますというお言葉がありましたので、多分10年後ぐらいには、そういう流通形態の大きな変更ですね、まさに生産者の側から言えば、畑１枚どんと買っていただけるようなところが、一番経済効率が高いわけでありまして、その経済効率と市民の安全・安心という地産地消というのは、多分そういうことだと思いますので、それのバランス点が少し変わっていくときに、実は地元の商店街だとか、観光資源としての役割というのも少しあるのかなというふうに感じたものですから、そこの点だけ言及させていただきたいと思いました。

○田窪部会長　　この問題についても、一昨年ですか、西宮市と商工会議所と商店

市場連盟で、食の一品として、西宮の料理専門学校で粕汁ですかね、あれを皆さんにつくってもらってというようなことで、そのときに話が出て、地元の市の方からも会議所の方からも、地元の野菜をもっとアピールしていこうというようなことで、では我々の方は、この野菜に「宮野菜」と銘打ったらどうかというような、そんなことまで話が出ました。我々も商店街の活性化いうことで、西宮のある商品をもっと西宮自身の市民の方にアピールしていく、こういうことを共通してやれれば、一番いいのではないかということも、市の産業振興課の方もその考え方で動いている。

ところが、我々の方がいざ、ではどういう取引をして、どこにどういう拠点をつくってという、我々もそれはやらなければいけないことはわかっているのですが、拠点をどこにどうつくって、どういう方法でやっていくというのが、今、皆思案中というのか、なかなか前へぱっと踏み出せないという状況にあるわけです。これは、我々、商店街の名においても、そういう考え方であるということは事実なのです。

ほかに。八木先生。

○八木委員　　当局にお尋ねしたいのですが、地産地消という考え方ですよね。地産地消といった場合に、どの範囲までを言うのか。西宮市ぐらいに限定すると非常にしんどい話になってくるので、少なくとも阪神間ぐらいで考えないと。今、ネギの話を聞いたのですが、尼崎へ出ていると。あのぐらいだったらいいではないかということで、私はあり得ることだと思うのです。それで考えないといけないのは、西宮で作ったものは西宮で取り込んで、取り込むというか、少なくともいろいろなところで消費していこうという仕掛けをつくっていくのはかなり難しいことですので、もう少し幅を広げてやっていくのか。それとも、この地産地消という言葉をどの観点でしているのか。私は、地産地消の一つはやはりエネルギー問題だと思うのです。結局CO_2をどのぐらい消費して、遠いところから来くれば、それだけ消費しているわけですから、そういった意味で近くのものを消費するということを一つの視点で出てきているわけですから、この地産地消という言葉も、単に西宮市だけに限定するのか、もう少

し幅広いものにするのか、もっと広げて兵庫県ぐらいに考えていくのか、その辺を整理しておかないと、どういう施策をするのかというところで、かなり変わってくると思うのです。西宮市に限定すれば、これはほとんど不可能に近いので、せいぜい給食で１年間に一遍ネギを使うという、そのぐらいをイベント的にせざるを得ない。

今、実際しているのは、農業祭などイベントですよね。それで地産地消を呼びかけていますという、とんでもない話をしているわけで、それは施策としては、単なるイベントの理由づけだけの話で、お粗末な限りだと思っているのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○福島市民局長　　現在、西宮産の野菜を売っている直売所が７カ所ございます。北部に３カ所、南部に４カ所あるのですけれども、特に大きなところは、山口地区の「彩菜やまぐち」があります。今おっしゃったように、現実には西宮市民だけが買いに行っているわけではないと思います。他からも買いに来られて、市民限定ということは全く考えられないと思います。ただ、呼びかけるときは、やはり西宮市民に呼びかけますけれども、現実の面では、もう少し広い範囲で流通というのは起こると考えています。

○八木委員　　私が言っているのは、例えば川西のイチジクが売っていてもいいのではないかということで、要するに、地産地消だけだと、どうしても範囲の農産物も限られてきます。そうすると、いろいろな展開が難しいですよね。いろいろなことをやろうと思っても、それはイベント的にはできるかもしれませんが、少なくとも今できているのは、ＪＡがそういう形できちんと売るところを設定しているから結構できているわけです。

けれども、要は市としては、ＪＡさんにおんぶに抱っこという形になっているわけです。その辺をきちっと展開していくのに、都市農業を展開するということでやるのであれば、地産地消という事はもう少しきちんと厳密化して、定義をちゃんとしておかないと、施策としてこれからどの範囲までやるのかというところでしんどくなるし、

実際できないような問題が出てくるのと違うかな。結構安易に言葉を使っています。はやりの言葉をそのまま使っています。

地産地消というのは、どういう目的があるのか。一つは、西宮でつくっているのは、安心・安全の問題、それとCO_2の問題、その辺から出てきたのであれば、段上とかあの辺でとれたネギが、尼崎に行っていますというのでも、私はいいと思います。川一つ隔てているだけですから、地産地消だと思うのです。

それをおかしいと言ったら、今度は逆の話になってくるので、その辺はもう一度整理する必要があるのではないかと思っているのですけれども。

○田窪部会長　　篠原委員さん。

○篠原委員　　八木さんのご意見で、さっき僕が申し上げたのは、二枚舌というか両面あってもよくて、生産者の見た地産地消と、西宮市民が見た地産地消とを使い分けてほしいということです。

生産者は当然だれであれ、安定して購入してくれて、それがいい値段で拡大していくことがベストに決まっているわけで、西宮市民がそれを全部担えるかというと当然担えませんし、逆に西宮市民がすごく盛り上がって、40何万人が皆西宮のネギを求めたって供給できないわけですから、要するに、需要と供給の中で、供給側はどんどん広域でやっていって、東京や北海道に売るかというとそれは難しいですが、関西圏の中でどう流通を広げるかという研究なりをしてもらって、それを側面支援する。

西宮市民は、残念ながら川西のイチジクでは燃えないわけです。西宮のネギを食おうとか、西宮のホウレンソウのおひたしを食おうというときに、初めて郷土愛みたいなものを感じるわけで、そういう演出は次々にやってもらって、どっちも盛り上げていただいたらいいと思いますし、その中でいろいろなとっぴな方法があって、さっき「宮野菜」というのがありましたが、私なら「甲子園ネギ」とかつければ、多分インターネットでいろいろな高校の野球部の合宿に売れるのではないかとか、半分冗談ですが、そういうとっぴなものの中に、とにかく生産拡大と流通拡大を分けて、戦略と

して別にしてもらえればいいのではないかと思いました。

私が言ったのが、尼崎や大阪に流れているのはけしからんというふうに聞こえたとすればいけないので、こういういい方に訂正しておきます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

坂委員さん。

○坂委員　　一つは質問で、現状と課題の中で遊休地の増加や耕作放棄地を書いているのですけれども、これが現在どれぐらいあるのかというのをお聞きしたいのが一つです。その解決策として、生産基盤の強化や営農形態の見直しというふうになっているのですが、そのうちの生産基盤の強化は、主要な施策展開のところの必要に応じて土地区画整理事業などによるほ場の整形化、団地化、それから農道、用水路などの農業用施設の整備となっているのだと思うのですけれども、この辺のところが実際どれぐらいのボリューム、金額、面積、その他ですね、予定をして展開しようと考えておられるのかというのをお尋ねしたい、これが質問の一つ。

それから、都市農業の問題でどう考えたらいいのかいろいろあるのですけれども、この現状と課題のところでも防災空間、水源涵養、アメニティ空間という表現があるわけですが、先ほど白井さんも言われた相続税対策の問題も含めて、農地をきちんと残していくということはものすごく大事で、本当は税金を投入してでも、農地を残していく効果というのがあると考えています。

ただ、今までは、例えば住宅用地の提供の場として、農地が邪魔者にされて、生産緑地の問題では、持っているだけなら税金が上がるという形で農業を続けなさいと、こういう形になってきて、現実には高齢化の中で対応ができないという問題になってきていると思います。

その意味で、地産地消の問題というのは、フードマイレージの問題も含めて、当然基本的な考え方はそうだと思うし、今八木さんからも篠原さんからも言われたように、全体として地域のこと、それから阪神広域、あるいは兵庫県という考え方もあるかと

思いますけれども、そういう意味での地産地消という考え方というのは持っておくとともに、西宮産ということで言えば、そういう身近な農地の、あるいは農業の大切さというのを市民に理解してもらうために、地産地消の問題というのも、その西宮ということにこだわる必要も、それなりにあるのではないかなと考えています。

そう考えたときに、市民農園の問題も、その農業の大切さを１人でも多くの市民の人にわかってもらうために位置づけるという、そういう流れになってくるのではないかなと考えているわけです。

ですから、この都市農業の展開、農業振興計画の中にそういうのは全部入っていると言えばそれまでかもしれないのですけれども、農業振興計画を踏まえて、ここの総合計画の中に展開しているのだとしたら、その辺のところもう少し明確に、相関関係がわかるような整理の仕方が必要なのではないかなと思いますので、そこの部分は私の意見として申し上げたいと思います。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

今の坂さんの意見については。

○山本農政課長　　農政課長の山本でございます。

西宮市内の耕作放棄地の状況ですが、2007年の全国農業センサスという調査がございまして、この調査で市内の耕作放棄地は 181アールとされております。

実は、遊休地と耕作放棄地というのは、ほとんど同じような定義がされておりまして、どちらも現に耕作されていないということと、今後耕作する意志がないと定義されておりまして、ほとんど差がないのです。

ただ、言葉の定義が、耕作放棄地というのは、先ほど申し上げました農業センサスにおいて使われている言葉でございまして、農業経営基盤強化促進法という法律では、遊休農地という言葉を使っているということになりますので、ほとんど同義であるというふうにご理解いただいて結構です。

それと生産基盤の強化ですが、最近では段上地区の区画整理に伴うほ場の整形化と

いう実績がございますが、主に、そういう大規模なほ場の整形化とあわせまして、用水路とか農道とか、非常に小規模なほ場の整形化とか、そういう形でのいわゆる生産基盤の強化、農業施設の補修、改修というものを実施しております。

○坂委員　　まだ残っているのはどれぐらいあるということですか。整備を進めますということだから、今まで段上や何かでいろいろやっているのはわかっているのですけれども、今後必要な分がこれぐらいあるかというその点はどうですか。

○山本農政課長　　数量的に、具体的に把握しておりませんが、そこにも書いてございますように、必要に応じてということで、今後の農地の状況を見ながら、あるいはその営農形態を見ながら、これから進めていくという意味合いです。

○田窪部会長　　ほかに。委員の皆さん、ご意見ございませんでしょうか。

中務委員さん。

○中務委員　　最初の地産地消の件ですが、これは農協としては、尼崎、東尼崎、伊丹、それから神戸の西、この範囲での地産地消ということで進めておりますので、この甲東の物を尼崎へ持って行くとか、今度伊丹にできます、卸売市場の跡の売り場がありますが、そういうところにも西宮から持って来てほしいと、伊丹の方から要望も出ておりますので、これは今後の課題として考えているということでございます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

今、中務委員さんが言われたのは、八木先生や篠原先生が言われたのと同じようなことで、販路はある程度広がって、西宮の野菜を広げていく。それ以上に西宮市民に西宮の野菜を知っていただく、こういう市の施策の進め方を考えてほしいと。

ほかに何かございませんでしょうか。

八木先生。

○八木先生　　少し気になります。

この施策展開の１番の表現ですが、「必要に応じて土地区画整理事業などによるほ場の整形化」と書いてありますけれども、この辺の表現はもう少し、要はこれを特筆

して書くほど西宮の農地があるかどうかというのは重要だと思うのですよ。土地区画整理事業に伴うのであれば頷けるけれども、ほ場整備を目的で土地区画整理というのはあり得るわけないので、私らは知っているからそんなことだろうと読むけれども、全く知らない人が見たら、西宮の都市部分にどれだけの農地があるのだろうと思われるので、ここは表現を考えていただけませんか。

○福島市民局長　　わかりました。

○田窪部会長　　では、そのようにお願いいたします。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、次に移らせていただきます。

計画推進編の№５の審議に移らせていただきます。

市の方から説明をお願いします。

○田村総合計画担当グループ長　　それでは、まちづくり編の№42の後ろになりますが、計画推進編の№５、市税の賦課徴収体制の強化をお願いいたします。

まず、現状と課題といたしましては、３点挙げております。市税につきましては、その収入が一般会計の約50％を占めているということ。

２点目といたしましては、市税収入につきましては、平成４年度では 860億円であったものが、震災などの影響で、平成７年度には 680億円まで落ち込みましたけれども、現在 800億円を超えるまで改善をしてきている。ただ、今後の税収については、景気の動向等の影響を受けることから、その予測は困難な状況であるということです。

３点目といたしましては、市税の収納率につきまして、現年度分が97から98％、過年度滞納分が15から20％で推移をしているということでございますけれども、今後現年度分の収納率のさらなる向上、長期、高額なケースなどの滞納の整理が課題となっているということを挙げております。

基本方針といたしましては、税収の確保を図るため、地方税法等に基づく適正な賦課、徴収を推進するとともに、納付機会の拡大など、納税環境の整備を図ります。

また、税負担の公平、公正の確保のため、より一層厳正かつ適正な滞納整理に努めますとしております。

主要な施策展開といたしましては、二つ挙げております。

一つ目が、自主納付の推進でございます。税制度についての理解を得られるように、広報に努め、きめ細かい納付相談、指導実施をいたしますとともに、口座振替、コンビニ収納の促進、早期催告などの環境整備等について取り組んでまいります。

２点目といたしましては、賦課徴収体制の整備でございます。システムの整備とか人材の育成を図ってまいりますとともに、インターネット公売などを活用した換価処分などを積極的に行うなど、滞納整理の強化に努めていくということでございます。

まちづくり指標といたしましては、市税収納率を上げておりまして、現状98.1%であるものを、30年度におきまして98.5%まで上げていくとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○田窪部会長　　ありがとうございました。

市からの説明が終わりましたので、これについて意見をお伺いいたします。

何かご意見ございませんでしょうか。

坂委員さん。

○坂委員　　市税収納率というのは、例えば景気の動向によって変化をすると思うのですが、そうではないのでしょうか。

○田窪部会長　　市の方。

○寺岡税務部長　　税務部、寺岡でございます。

坂委員さんがおっしゃるとおり、景気の動向も当然受ける要因でございます。そして、またここに書いていますように、税制改正によっても変わってまいりますので、その辺で税収としては上がったり下がったりするのが当然ということになります。

○坂委員　　そうすると、例えばまちづくり指標の中に、市税収納率というのを98.1から98.5までするというのが、どの程度の意味があるのかと、率直に言って思い

ます。過去の例で結構ですが、どれぐらいの割合でこの収納率というのが、例えば一番低いときはどれぐらいで、一番高いときはどれぐらいあったかという数字もおっしゃっていただきたいのですが、そういうことを踏まえた上で、例えば今でしたら、これはもう実態経済がかなり悪くなってきているわけですから、今後数年間確実に深刻な状況になると思うのです。そのことを踏まえて、どうなのかと。

よく言われますけれども、投入するコストに対して、どれだけの見返りがあるのかという問題もありますから、納税の場合は公平性の問題があって、もうコストを無視してでも徴収率を上げないといけないという問題もあるわけでも、その辺のバランスの問題もあります。そうした点をどう考えて、ここに指標という形で挙げてきたのかと思うので、そのあたりの質問と、私はこれが適切だとは思えないと思うので意見と両方です。

○田中納税グループ長　　納税部の田中でございます。

やはりバブル期ですね、昭和61年ぐらいから平成３年ぐらいまで、この時期が徴収率は非常にいい状態でした。そのときの徴収率で申し上げますと、大体98.7%、これが平均徴収率でございます。ですから、おおよそ99%近い方が納付書を送れば自主的に納付していただいていたという時代だと思います。

98.5%を出したのにつきましては、バブル以前ですね、経済情勢が非常に安定していたバブル以前の時期の平均値が 98.5%、そういう数値でございます。ちなみに、平成19年度の市税の現年度の徴収率は、現在 98.6%ございます。これも平成19年度の決算ベースでございますが、平成18年度が98.1%でして0.5%上昇しています。

今後の見通し等については、確かに不動産の下落であるとか、そういうことが非常に難しい状態でありますけれども、やはり市税は重要な自主財源でございますから、98.5%を目標として平均的な数値を上げたいということで、 98.5%を設定したものでございます。

○田窪部会長　　坂委員さん、今ので。

○坂委員　　意見だから別にそこでいいのですが、ただ、例えば、これで徴収率からいうと、0.1ポイントで幾らぐらいの金額になるのかという点と、それからインターネット公売というのが出ていますし、結構マスコミでも取り上げられているわけですけれども、これで一体どれぐらいの金額になるのか、その２点の実額がわかればお願いしたいと思います。

○田窪部会長　　市の方、お願いします。

○井本税務管理グループ長　　税務管理グループ長の井本です。

市税収入としては、おおよそ800億円ぐらいになりますので、１％で８億円、0.1%で8,000万円と、こういう決算見込みです。

○田中納税グループ長　　インターネット公売につきましては、平成19年度11月と２月に実施しまして、約150万円の税収ございました。

ただ、インターネット公売については、ヤフーのインターネットを利用して、動産を差し押さえして公売しているわけでございますけれども、動産を公売されるということによる滞納の抑止力ですね、新聞等マスコミで発表される、それがやはり滞納の抑止力の面も考えて公売をしておりますので、滞納の発生を防ぐ、そういう意味もございます。

○坂委員　　意見だけ。

インターネット公売の意味というか、そういう意味では私もそれはそうだろうと思いますし、積極的にやっていくべきだと思うのです。

ただ、徴収率の問題について、確かに0.5%で４億円だということになりますから、大きな数字だというのは間違いないかもしれませんけれども、ただそれが本当にいろいろな作業をしたことによって、どうコストパフォーマンスがあるのかというあたりが、必ずしも明確ではないという問題もあろうかと思うのです。

そういう意味から、当然悪質なケースであるとか、そういうものについて厳正にやっていくというのは当然ですけれども、一方で、本当に納税する力のない人に、過酷

な、厳しい形で取り立てていくということがあってはいけないわけでして、そこら辺のバランスの問題も含めて、考えていく必要があるだろうと思いますから、そういう意味で景気の動向にも左右され、あるいは徴収の仕方で問題が生じる危険性もあるという意味で、まちづくり指標という重要な指標として、収納率というのを上げていくのは、余り適切ではないような気がすると、そういう意見だけ申し上げておきます。

○寺岡税務部長　　コストパフォーマンスについてのお答えが漏れていました。

税務としてあんまりコストとかいうことを、考えることはいかがなものかという気もございますけれども、ちなみにやはり人のことは大きくて、人海戦術で徴収していくということは、非常に大事で、今職員が約 140名ぐらいおります。その中で課税とそれから徴収という形でやっておりますけれども、コストの面で言いますと、100円とるのに１円50銭か60銭ぐらいのコストはかかっています。ちなみに、国税の方ですけれども、もう少し低くて、１円40銭ぐらいのコストで徴収はされているということもございます。これは一つの指標になるかもわかりませんが、あんまり効率化を目指すということも税という公平、公正な立場ということからしますと、そういうことも一定考慮する必要もございますが、余り考慮することではないと思っております。

それと、今回まちづくり指標という形で上げさせていただいたのは、やはり適当なバロメーターと申しますか、そういうものがございませんでしたので、徴収率として98.5を目指して、税務部としては頑張っていこうというふうに位置づけておりまして、安定的な徴収の数字を確保して、市税の徴収を上げまして、市財政に貢献をしていくということを考えております。

確かにおっしゃるとおり、まちづくりという意味からすると、ふさわしくないバロメーターかもと思いますけれども、やはり税務部としては、一つの目標を持って頑張ってございますという位置づけでは、こういう数字が適当であろうという考えをしたものです。

○田窪部会長　　坂委員さん。

○坂委員　　僕も仕事していてよくわかるのですけれども、例えば、とりやすいというか、払ってくれるところは何らでも払ってくれるわけです。残るのは、悪質なところとか、さまざまな困難を抱えたところなのです。そうすると、そこに投入する人というのは、相当な数になってくるわけです。だから、問題のある滞納というものと、それからそうでない場合と、今、単純に1.5円という話がありましたが、ややこしいケースについては、ものすごい金額が必要になってくるというのが現実だと思うのです。だから、その辺をおしなべた形で考えることというのは、なかなかできないわけですし、税の公平性の問題からいえば、いわゆる悪質な、隠すようなケースに対しては、きちんと行かないといけない。ただ、相手も法律などいろいろ駆使して対抗するわけですから、こちら側がかける費用もコストも当然大きくなるというような問題がありますので、そのあたりを十分理解をしておかないと、単純な議論になってはいけないと思いますから、別に当局が内部的な意味も含めて、こういう目標を挙げているということそのものは否定しないのですけれども、そうした問題点があるというのはしっかり理解をしておかないと、議論が間違った方向に行くのではないかと思いますので、申し上げておきたいと思います。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

ほかの委員の方、ご意見ございませんでしょうか。

白井委員さん。

○白井委員　　ちょっと勉強不足ですが、教えてください。

長期いうのと、それから高額な金額と、それと差し押さえについては、例えば19年度はどのぐらい、何件ぐらいあったのか、教えてください。

○田中納税グループ長　　19年度の差し押さえ件数につきましては、不動産、インターネット公売をしておりますので動産も含めて、あと銀行預金などの債権を含めまして852件でございます。

長期と高額なケースというご質問でございますけれども、滞納額1,000万円以上、

一応これが高額な方で、納税の方で申し上げる高額なケースということになるわけですけれども、法人、個人含めて27件でございまして、滞納税額は約11億円ございます。平成19年度の決算時の滞納額が約52億円ございますが、その約22%を占めております。

ただ、この主な原因は、やはりバブル崩壊後の不動産不況、それとあと震災による資金繰りの悪化が主な滞納原因になっておりまして、これらのほとんどについては、不動産の差し押さえをしております。ただ、バブル時代の不動産になりますから、抵当権などが、実際の現在の資産価値に比べてかなりの抵当額がついておりますから、仮に処分されても税の配当はなかなかないような状態の物件が多いわけです。この分につきましては、納税グループ内に高額の滞納チームというのを平成19年度から設置しておりまして、これを専門に処理している最中です。ただ、これらの分については、固定資産税がそのまま継続課税になりますから、その執行停止もなかなかできない状態であります。

これらが例えば競売とか公売になったときに、配当を受ける形になってくると思いますが、ただそのまま放っているだけではなく、分納中であるとか、そういう処理を行っています。それが長期、高額なケースの意味合いになってくると思います。

以上でございます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

どうも貴重なご意見をありがとうございました。意見がないようですので、次に移らせていただきます。

計画推進編の№６の審議に移らせていただきます。

市の方から説明をお願いします。

○田村総合計画担当グループ長　　では、隣のページの№６、計画的な施設の整備・保全の方お願いいたします。

まず、現状と課題といたしましては３点挙げてございます。

平成18年１月に建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部が改正されまして、平成27年度までの耐震化率の数値目標が示されたこと。

２点目では、市におきましては、中長期修繕計画を策定いたしまして、16年度から117施設に対する計画的な施設の修繕工事に取り組んでいるということ。

３点目といたしましては、一部施設におきまして、老朽化が進んでおりまして、ライフサイクルコスト、生涯費用の低減化が緊急の課題になっているという３点を挙げております。

基本方針といたしましては、市民サービスの向上に向けて、安全で安心な公共施設の整備に努めるとともに、効率的な施設の管理を行います、としております。

主要な施策展開といたしましては、４つを挙げております。

まず一つ目が、安心・安全性の確保でございまして、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設設備の整備、そして耐震化につきましては、災害時に重要な拠点となる施設などを優先的に実施し、耐震化率100％を目指すということ。

２点目といたしましては、環境への配慮でございまして、太陽光利用や雨水利用といった省資源、省エネルギーに配慮した施設設備の導入に取り組むということ。

３点目といたしましては、施設の計画的、効率的な保全でございまして、施設の管理費用の低減、長寿命化に取り組んでいくということ。

４点目といたしましては、専門職員の持つ能力が発揮される体制づくりといたしまして、建築構造を専門にする技術系職員の力を集約できる仕組みや体制について検討を行うという４つを挙げております。

まちづくり指標といたしましては、企業会計の施設、学校園、市営住宅等を除きます市の管理する公共施設の耐震化率につきまして、現状値60.4％であるものについて100％を目指していくということとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

市の説明が終わりましたが、この№６についてのご意見をお伺いいたします。

坂委員さん。

○坂委員　　まちづくり指標で、企業会計の施設を除く意味ですね、これはどうしてなのかと思うのですが。

○田窪部会長　　今のご意見、市の方。

はいどうぞ。

○亀井総務局長

企業会計の施設を除くとしていますのは、施設耐震化グループがコントロールできるというか、耐震化の事業を進めていく予算などの関係を正確に把握できる、耐震化の方針がきちんとうちの方で管理できる施設として、企業会計は若干枠から外れてしまうので、確実に指標が達成できるというか、目標に目指して進めるという意味で、この施設を除いています。

○坂委員　　所管からすればそういうことであろうというのはわかるのですが、ただ総合計画ですから、西宮市全体ということになりますし、企業会計と言えば、例えば中央病院もそうですし、それから下水道も企業会計ですね。そういうふうになっているわけですから、いずれも震災時等の大変重要な施設ですから、ここら辺のところの耐震化の問題を、総合計画の中で考えるということであれば、どこかに挙げておく必要があるのだろうと思うのです。下水でもそうですが、これの耐震化がないと、それは大変なことになるわけです。最後の処理ができないわけで、非常に不衛生な問題もあるわけですから、そういう意味では、ほかのところは見ていないので、ほかに載っているということであれば結構ですけれども、その点どうなのかと思います。

○田窪部会長　　市の方、坂委員さんが言われたように、ほかのところに今の点については載っているところがあるのでしょうか。勉強不足で、全部は見ていないのですが。

○田村総合計画担当グループ長　　学校と市営住宅につきましては、指標として掲

げておりますけれども、今ご指摘のあった病院、水道、下水の関連施設についての指標というのはございません。

○田窪部会長　　坂委員さん。

○坂委員　　やはりその辺は、非常に大事な部分だと思うのです。縦割りの発想の中でこんな表現になってきていると思うのです。多分所管から出てきた分を全体として整理せずに、こうなってきたと思うのですけど、それでは困るので、いざというときに今挙がっているような企業会計部分の施設というのは重要です。

　これに対してお金の面では企業会計ですから、それぞれ独立ということにはなりますが、市全体として考えるときには、この問題については、基本は耐震化率100%を目指すということでないとだめなのではないかと、そういうふうに思います。

○新本総合企画局担当理事　　その前に、今の坂委員のお話に関しては、少し調整させていただきたいと思います。

○東委員　　ごめんなさい、お返事がある前に言ってしまったのですけれども、他市ですが、隣の尼崎市さん、恐らく今年から水道の耐震化ではなく老朽化で、何十年かたつと必ず変えないといけないそうなので、それをこの10年ぐらいの間に徐々に変えていくために、相当大きなお金で徐々に変えていかないといけないはずなのです。確か議会で上がっていたと思うので、西宮市さんの方は、所管課の方がいらっしゃらないかもわからないですが、決まっているのです、何十年というのが決まっています。いつごろ、計画的にするといつごろそれが手を入れなければいけない時期かみたいなものも出てくると思いますので、施設だけではなく、先ほど坂委員が言われたように、そのときになってきても大変なことになりそうなので、この中に入れてきたのかとは思います。

○新本総合企画局担当理事　　そのことについては、№26で、水の安定供給ということで、水道側の今の作業として、耐震化計画を作成して、今、取り組んでいるということを書いておりますので、今言いますように、個別の書き方、№26の主要な施策

展開の２番になるのですが、老朽化施設の更新、重要度、そういうものを勘案しながら、管路更新等を進めていく、耐震化も図るということは書いております。書く場所はここでいいのか、あるいはその指標をどう整理するのか、ということでの調整を先ほどお答えしたようにしていきたいと考えてございます。

○田窪部会長　　ほかの委員さん。

中野先生。

○中野委員　　質問ですが、現状と課題の３点目にありますライフサイクルコストの低減化という言葉があるのですが、緊急の課題として書かれておりますけれども、意味がよくわからないので、どなたかご説明いただけますと助かるのですが。

○森垣施設部長　　公共施設を維持管理していくためには、やはり安全で安心した施設を市民に提供していくということが重要な問題ですが、そのほかにも計画的に施設を修繕していく中で、適切な時期に適切な修繕をすることによって、建物の寿命が長くなりますし、トータル的にやはりランニングコストが少なくなる。イニシャルもコストの内容をできる限り精査して、適切な希望の施設を建てる、市民に利用していただきやすい施設をつくる、そして長く市民に愛される施設に維持管理をしていって、トータルでライフサイクルコストを削減するというのが目標でございます。

○中野委員　　私の一つの専門分野が原子力発電所等のライフサイクルコストなのですが、今お伺いしていますと、市の施設についてのライフサイクルコストの言葉は、一定の寿命年限があって、建て替える際のコストだけではなくて、途中途中で修繕を加えることによって、市民の要求といいますか、満足をより的確に満たすことができるような形に常に細かく直していくと言いますか、そんなイメージでしょうか。

まず、建物施設、いわゆる原子力発電所で今問題になっているのは、長寿命化です。途中途中で修繕をきちんとしていくことによって、本来の建築物の寿命、鉄骨であれば50年となっているのを、70年、80年使っていこう、そうすると全体の建築コスト、修繕コスト、トータルと年数を割れば、年当たりのコストが安くなるではないかとい

うイメージですが、もう少し具体的に、そういうふうに期間はまず伸びるのかどうか。

○森垣施設部長　　期間も伸ばしたいと。

○中野委員　　ああそうですか。

○森垣施設部長　　的確な時期に修繕をして、伸ばしていきたい。それと、時代時代にやはり市民ニーズも変わってまいりますし、ただ寿命を延ばすだけでは、その施設が使われなくなるかもわかりませんので、稼働率がいつも高められる、市民のニーズに合った施設に改良もしていくということでございます。

○中野委員　　よくわかりました。

　この言葉、生涯費用と言われても、その生涯が、要するに我々自身も昔は多分50歳ぐらいで死んでいたのが、最近は長寿命化して80歳まで生きてしまうのですね。コストが高くなっているわけですけれども、そのあたりのライフ全体の問題との関係で、この文字を見ただけではぴんとこなかったものですから、ありがとうございました。

○田窪部会長　　はい、坂委員さん。

○坂委員　　もう一つ言えば、ここの項目では、施設の整備・保全なので、この内容でもちろんいいのだろうと思うのですけれども、建てるときから、それこそ原子力発電が今ようやくそういう時期にかかってきたと思うのですが、建設のときから一体どれだけもたすのかということについて、一番おもしろいなと思うのは、東京都の都庁舎が、入り口を入るとものすごい５階か６階ぐらいまでの吹き抜けがあるのですけれども、あそこの照明を変えるためには、足場を組まなければいけない。だから、電球一つ切れても、今ならＬＥＤでいけるのかもしれませんが、電球一つ切れても足場を組まなければいけないわけだから、なかなかできないわけですね。それを、あれをつくった鈴木さんという知事さんが、省エネのために消しているのかというふうにおっしゃったというばかな話があるのですけれども、我々の西宮の中でも、過去の建築物の中には、やはり無駄があったということもあると思うので、今後については、こういう基本的な考え方を踏まえてやっていただけたら、より効率的な税金の使い方に

もなるだろうと思うので、ぜひともお願いしたいと思っています。

○田窪部会長　　中野先生。

○中野委員　　やはりこの文章、老朽化が進んでおり、ライフサイクルコストの低減化となっているのですね。それで坂さんがご指摘されたとおり、老朽化になった分、建物全体の物理的強度だとか、機械的強度の問題もありましょうし、それだけではなくてより広い意味では、市民の要求を満たすことが十分できなくなって、利用率が下がっている、そういった意味も老朽化の中に広く考えれば入ってくるとすると、それに対応するために、何らかの手を打たなくてはいけなくて、その打つべき手が書かれてなくて、その結果としてライフサイクルコストが低減化される効果があるのだということなのでしょうか、ここの文章は。間が抜けているように思うのですが、どういう対策、まさに坂さんがおっしゃったように、設計建設の段階からライフサイクルコストをかんがみて、修繕のときに東京都庁のようにばかな足場を組むような非常に大きなコストがかかるような修繕が必要でないような設計にするとか、そういうことも含めたライフサイクルコストの低減化が緊急の課題なのでしょうか。

○亀井総務局長　　総務局長、亀井でございます。

言葉足らずです。はっきり申しまして、ご指摘のとおり。と言いますのは、今まで役所といいますか、行政主体のいろいろ建物、高度成長期も踏まえまして、古くなったら建て替えるという簡単な対応で対応してきました。

ところが、バブル景気がはじけまして、特に我々のところ、震災で大変な被害があったということで、財政状況も悪くなりまして、お恥ずかしい話になるのですが、それぞれの施設の維持修繕関係の予算はほとんど削ってきました。限られた財政資源の中で、やはり市民対応、教育、あるいは福祉ということを最優先にしてきましたので、我々の施設、建物、また道路も含めて、非常に悪い状態になっています。

例えば、道路は通常震災以前でしたら、ある程度のお金を掛けまして、でこぼこはないように、また建物につきましても、早目早目の修繕をするという対応ができたわ

けですけれども、非常に悪い状態になっております。

ところが、まだまだ財政状況はそんなによくならない中で、どうしていったらいいかということで、先ほど先生もご指摘ありましたように、なるべく施設をもたすために、早目早目の手当をしていく、そういうことも踏まえ、また新しくつくるときには、坂委員のご指摘があるように、今後のメンテナンスのことを考えていくという、初めて公共主体、行政主体の中でも、そういう施設全体についてのアセットマネジメント、民間でよく言われていますけれども、なるべくお金を効率的に投資して施設をもたす、市民サービスの向上を図っていく、そういう考えがやっと一部出てきたということでございまして、ここの表現は言葉足らずでございますので、もう一度検討させていただきたいと思います。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

ほかの委員さん、意見ございませんでしょうか。

はい。

○八木委員　　今、アセットマネジメントの話が出たのですけれども、ここの部分は、いわゆる耐震化の問題が具体的に一つ出てきているのです。それと、いわゆるアセットマネジメントの話とは、余り混合しない方がいいと思うのですよ。混合するから話がややこしなるので、やっぱりきちんと二つに分けた方が、私はわかりやすいのではないかと思うのです。

耐震化を緊急の課題にするのであれば、耐震化においても当然資産管理の観点がないとできないわけですから、それをきちんとアセットマネジメントを最初に出すのならそれを出して、その中で今、西宮市の緊急の課題として耐震化があるという進め方をした方が、２本立てでいっているから非常に話がややこしいのですよ。それは整理していただきたいと思うのですけれども。そうするともっとわかりやすいのではないかと私は思っているのです。

○田窪部会長　　はい、ありがとうございます。

東委員さん。

○東委員　　私も八木委員と同じ、お話を聞きながらややこしかったのですが、例えば、耐震化や老朽化の、先ほどのライフサイクルコストもそうですが、利用者ニーズを考えたような手の入れ方もしていきますというお話とか、緊急度の高いというお話が出てきているのですけれども、優先順位がどのあたりから進むのかもよくわからないし、話がどこを中心に、例えば、一番真っ先は安心・安全ですよね、その後にこれがきますよね、その後にこれがきますよね、みたいなことも書かれていないので、ここには建物の耐震化については、災害時に重要な拠点となる施設などを優先的に実施し、とは書いてあるのですけれども、先ほど利用者ニーズのお話にもありましたし、いろいろな話がごちゃ混ぜに入っていて、優先順位もわからない形になっているので、整理をしていただいた方がいいのではないかと思います。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

ほかの委員の方、ございませんでしょうか。

ないようですので、市の方で、中野先生、八木先生、東さんが言った部分で、表現の仕方とかそういう部分を次回にもう一度お願いしたいと思います。

ほかの委員の方、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

計画推進編の№９の審議に移らせていただきます。

説明をお願いします。

○田村総合計画担当グループ長　　では、少し飛んで№９、市民窓口サービスの充実をお願いいたします。

現状と課題といたしましては、５点挙げております。

まず一つ目が、平成16年に阪神間で初めてワンストップ窓口を本庁舎１階に開設したこと。そして、またフロアマネージャーを配置しているということでございます。

２点目といたしましては、同じく平成16年に土日・祝日及び平日の時間延長の窓口業務を行う「アクタ西宮ステーション」を西宮北口に開設したこと。

３点目といたしましては、平成19年10月から証明書の自動交付機１台を設置し、住基カード等を利用して証明書の交付ができるようになっているということ。

４点目といたしましては、さまざまな諸手続を取り扱う窓口といたしまして、本庁のほか５支所、２市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、４分室がございまして、年間約 100万件の処理を行っているということ。

５点目といたしましては、アクタ西宮ステーションの取り扱い件数が年々増加をしておりまして、特に土日・祝日につきましては証明書の交付業務等が限定されていることから、業務拡大が求められているということを挙げております。

基本方針といたしましては、戸籍法、住民基本台帳法、外国人登録法を遵守し、正確、丁寧、迅速を心がけ、さらなる市民の利便性の向上を図っていきますとしております。

主要な施策展開といたしましては、３つを挙げております。

１つ目が、利便性の向上で、証明書自動交付機を市民の多く集まる駅周辺や商業施設に順次設置をしていくということ。

２つ目といたしましては、市民窓口のイメージアップといたしまして、窓口につきましてわかりやすく便利な配置を心がけるということ。

３つ目といたしましては、窓口職員のイメージアップで、個人情報保護に留意をしました事務手続、事務処理でありますとか、市職員一人一人の資質向上を図ってまいります。

まちづくり指標といたしましては、証明書自動交付機での交付状況、現状 0.5%であるものを36.5%まで上げていくという目標としております。

説明につきましては、以上でございます。

○田窪部会長　　ありがとうございました。

№９の市民窓口サービスの充実について、市の方から説明をいただきました。

皆さん方のご意見、質疑をお受けしたいと思います。

委員の方、どなたか意見ございませんでしょうか。

中野先生。

○中野委員　　まちづくり指標で証明書自動交付機を設置して、36.5%までやっていただけるということですばらしいことだと、市民の１人として歓迎しておりますけれども、現状と課題のところに年間 100万件ぐらいの処理が４分室等で行われているというのがございます。こういった証明書自動交付機が市内に設置された場合に、10年間経て３分の１ぐらいが利用されるようになって、何万件ぐらいがそちらで処理をされるのか。市民の数が増えていって、こういった証明書発行事務そのものがそれほど増えないとするならば、当然窓口業務の方は、逆に資本労働代替という格好で、減ってくる可能性がございます。そういったことで、ここに書くのは難しいかと思いますが、そのあたりの見通しをもしお持ちでしたら、いや、難しければ結構ですが。

こういうＡＴＭなどを置きますと、必ず銀行でも窓口を整理して、次々に支店がなくなっています。同じような形でそうなるのかどうかということなのですが。

○田窪部会長　　市の方。

○中村市民部長　　市民部の中村でございます。

先生がおっしゃるように、数字だけの話でいきますとそうなりますけれども、ただ、今は業務そのものが非常に複雑になっております。例えば、住民票１枚出すにしましても、本人確認をしないといけないとかいろいろございまして、したがいまして、ものによりますと、かえって時間がかかるということが一つございます。

もう一つは、いろいろな業務に付随しまして、さらに業務そのものが増えてきているという部分がございまして、例えば、市民の方の利便性を図るために、郵便で証明書を発行するということもあります。これも残っておりまして、市の発行数のうちの３分の１近くを自動交付機でしたとしましても、ほかの業務に時間がかかり、手がと

られるという状況がまた進んでくるのではないかということが一方ではございます。

○中野委員　　どうもすみません、ありがとうございました。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

ほかに。坂委員さん。

○坂委員　　自動交付機は、住基カードを持たないと発行されないという前提になっているわけです。平成30年度で、どの程度住基カードが普及していると見込んでいるのかどうか。それから、現状はどの程度なのかですね。現在と30年度でどういうふうになるのか。確実にそうなるというふうに見込まれる根拠があるのかどうかですね。

それから、この点で言いますと、既に印鑑登録の登録用のカードがありますね。あれを利用するというのは、他市においてもあるわけなのですが、本市の場合は住基カードでないとだめですよという枠にしています。その辺のところの違いがあるわけです。そのことを踏まえて、今のようなことをお尋ねをしたわけです。

それから、アクタの関係で、証明書の交付業務等に限定していることから、業務拡大が求められているということなのですが、その業務拡大というのは、転出入、出生、死亡などの各種届け出を考えているのですか、どんなことを業務拡大と考えているのかなという、その２つをお聞きしたいと思います。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

住基カードの現在と30年後という部分と、業務拡大という部分について、市の方からお願いします。

○中村市民部長　　市民部の中村でございます。

10年先の数字は、申し訳ありませんが、今持ってきておりません。例えば、今年度、10月１日からでございますけれども、住基カードの無料化を実施いたしました。これまでは１枚 500円であったものを無料にして、それで１年間で約３万枚の伸びであろうと考えております。１年で３万枚。無料でございますので、ただその先で無料が23年の３月末でおしまいになります。これは政府の総務省の方針でございますけれど

も、23年３月で無料が停止になりますので、私どもとしましても、そこで無料を停止するのか続けるのか、それはまだ決定はしておりませんが、財源の問題もございますので、有料に変えるということになるかもわかりません。

10年先の枚数は持ってきておりませんが、現在は１万2,000枚ほど出ております。最近は１日に7、80枚出ておりまして、そういう統計だけを持ってきておりますので。

それから、アクタの業務拡大でございますけれども、アクタにおきましては、特に土日におきまして、証明書の発行しかしておりませんので、例えば、今は、戸籍の届け出に来られた場合はできませんので、そういう方面で拡大をしていかないといけないと思っておりますけれども、西宮市では、すべてコンピュータで処理をしておりまして、コンピュータの処理が土日はできませんので、そういう状況になっておりまして、情報システム課とも再々話はしておりますが、非常にコストもかかりますということでございますので、そこまでまだ至っておりませんが、いずれ拡大はしないといけないと思っております。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

坂委員さん。

○坂委員　　現在１万2,000枚ですね。この10月から無料になり、7,80枚は出ています。仮に250日としても、70枚でしたら１万8,500枚、80枚でも２万枚ですよね。100件以上１日で出るというペースでないと、年間３万枚にはなかなかいかないわけですね。無料でそうですね。将来どうなるかというのは、これはわからないわけです。そういう住基カードが前提の自動交付機の利用です。

私は、自動交付機そのものに反対ではなく、賛成なのですよ。ただ、住基とリンクさせてしているやり方が、しかもそれを指標の中に見通しがあってお載せになっているのだったらいいですが、そうではないわけです。１年で３万枚ですから、20年度、21年度、22年度ですから、７万5,000枚、今の１万2,000枚を入れても８万7,000枚です。住基カードは住民１人１枚ですから、それでいきますと48万人の中の８万

7,000枚と、こういう計算になるのですね。

これ、10年後には36.5%までいけますという保障がどこにあるのだろうなと逆に思います。その辺のところは、住基カードの普及目標を何か別のところでお持ちになるのは行政としてかまわないと思うのですけれども、まちづくりの指標として載せるのに、この交付状況で、しかも証明書の自動交付機での交付状況というのが適切なのかと思うので、この間、まちづくり指標というのがかなり無理やり作っている感じがずっとするのですが、これについても、これが市民窓口サービスの充実という意味で、そうなのかと思いますので、私は余りふさわしくないのではないかという思いで、問題提起をしておきたいと思います。

○田窪部会長　　中野先生。

○中野委員　　コメントですけれども、住基カードの発行状況を今お伺いして、西宮市というのは、所得レベル的に言えば、どちらかというと所得の豊かな人たちが多い市だと思っていたのですが、それでも現状１万数千枚ということでちょっと驚いたのです。実は、情報処理学会というのがあって、そちらでもいわゆる若年層がこういった形で住基カードのようなものをきちんと持って、オンラインなんかにおいてセキュリティのあるいろいろな取引を行うのかどうかというあたりに非常に感心がありまして、我々の方でもいろいろな見通しを検討しているのですけれども、そういった世代間によって、今70枚から80枚１日に出ているということですが、最近の傾向として若い人が多いとか、相変わらず若い人は全く来ないとか、もしそういうものがありましたら、それで私ども情報通信を少しでもやろうという人間にとっては、もっといくのではないか、住基カードはもっと出るのではないかと、かなり期待はしているのですが、なかなかいかないものですから、何かうまい手がありましたら教えていただきたいと。

○中村市民部長　　うまい手に関しましてはございませんけれども、年齢に関しまして、ちょっと大ざっぱにしか載っておりませんが、60歳未満と60歳以上に分けます

と、ほぼ半々でございます。

先ほど7,80枚と申し上げましたけれども、昨年の例でいきますと、たまたまＥタックス、税の申告の無料の分がございまして、その当時は1,300枚といったような月もございます。

○坂委員　　１日。

○中村市民部長　　１月。

○坂委員　　１月でしょ。今１日70件と言われたけれども、1,300枚だったら25日計算でも4,50ぐらい。Ｅタックスの場合は、5,000円のキャッシュバックがあってそれで、なかなか難しいですよ、そういう意味では。

○中村市民部長　　また本年度もそのＥタックスをやりますので、急激に、その時は増えるだろうと思いますのと、それから、これからカードの利用につきまして、先生もよくご存じだと思うのですけれども、社会保障関連が出てまいります。そうしますと、このカードの利用については、急激に伸びざるを得なくなるような状況になってくるであろうと思っております。

今のように自然に欲しい人がもらうだけじゃなくて、必ずお持ちでないと困るという時代になると思います。

○田窪部会長　　Ｅタックスの 5,000円の効果、今年もあるのですか。

○中村市民部長　　今年もやります。

○田窪部会長　　初年度だけじゃなく、今年も。

○中村市民部長　　ただし、去年Ｅタックスをされて5,000円の補助を受けられた人は、今年の補助はございません。

○田窪部会長　　ないですね。

はい、わかりました。

東委員さん。

○東委員　　市民窓口サービスという直接的に関わられるものだけを今お話になっ

ていますが、全然お話が違っていたら、ここで話すことではなかったらごめんなさい。

例えば、市民サービスの向上のために、他市では、コールセンターなどにおいて一括で受けて、割り振っていくようなことをしたりもしています。今は、ここのお話は、窓口でのやりとりのお話に特化されていて、それがこの10年間同じ形でやっていきますというお話ですが、新しいことを何か考えて市民サービスを充実させていきますとか、向上させていきますというお話は、ここですべきなのか、それともここではないのかわからないのですが、どこにもないような気がして、とにかく市では、市民窓口の市民の方とのやりとりの関係性をよくしていく、イメージアップをする、窓口の職員さんのイメージアップをするというようなことはやります。ほかは余り考えていませんということなのかどうかがわからなくて、教えてください。

○田窪部会長　　市の方。

○藤田総合企画局長　　今、コールセンターの話が出ましたので、お答えさせていただきたいと思いますが、全体として市民サービスの向上を図るという意味でのコールセンターは、内部的に検討もしていることはしていますが、やはり費用対効果の問題がありまして、本市で人口47,8万のところで入れるとなれば、年間5,6000万、他市の例を見ますと、そのぐらいの費用が発生します。それだけの効果が見込めるのかどうか、これについて他市の状況、尼崎は近々に入れるという話があります。それから、同じような人口規模のところで、倉敷が今年の４月から入っておりますので、そういったところの状況も見ながら、検討していきたいと考えております。

今、そういう状況ですので、特段この総合計画の中でそれを書き込んだというところはないのですけれども、これは同じ計画推進編の№３のＩＣＴの活用、そこの主要な施策展開の（１）の、ＩＣＴによるコミュニケーションの活性化、こういうところで検討していきたいと考えているところでございます。まだ結論を出すには至っておりません。

○東委員　　ありがとうございます。

コールセンターを書けとか書かないとかということではなくて、この現状と課題、そして基本方針、主要な施策展開というのが、今の新しいものがどうも入りにくい形になっているので、今後数年間の間に、どんどん新しい市民サービスの窓口のことも変わっていくと思いますから、主要な施策展開がこの３つというのも、なかなか寂しいものだなと。ほかの何かを模索しますということが一つ、言葉が上手ではないのですが、とにかく普通に市民がここで見ると、利便性の向上のために自動交付機を置いて、市民窓口の人に優しく対応してくれて、職員の人がにこにこ笑っているということしか見えないのです。

新しいことを入れられるというのも検討されるのであれば、コールセンターとか入れるとか入れないかは入れなくてもいいと思いますが、新しいことが入れるようなことがあればと思います。

この３つだと余りにもこれで終わってしまうというか、これだけというふうに見えるというか、10年間このままなのねと見えるというか、と思います。

○田窪部会長　　坂委員さん。

○坂委員　　僕、さっき言い足りなかったところがあるのです。もう一つだけ言っておきます。

自動交付機での住民票等の交付状況が増えるというのは、基本的にいいことだと思っているのです。同じマンパワーであったとした場合は、自動交付機の方に回って、あとそれで浮いた分をいわば複雑化している市民への対応に回すという、そういうことが可能になりますから、本来そうすべきだと思うのです。

ただし、それを住基カードにのみリンクさせた形では、なかなか進まないだろうと思います。したがって、印鑑登録カード、あのカードでしたら基本的に皆さん持っているわけですから、これに磁気テープが入っているわけで、これを活用しようと思ったらできるわけです。だから、並行してやっていけばいいではないかと。

しかも、今の時点で自動交付機というのは、そう台数が多いわけではありませんか

ら、プログラムの書きかえだけで済むわけで、それで、セキュリティその他問題はいろいろありますけれども、他市ではその印鑑カードを自動交付機でしているところで、そこまで著しい問題が起きているのかと思いますので、その意味では、住基カードとあくまでリンクさせなければいけないという発想そのものは、頭がかたいのではないかと。住基カードそのものについての議論は別にして、こうした自動交付機の活用という点を考えるならば、もっとその辺は柔軟にやるべきではないかと、そう思うということを申しておきます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

篠原委員さん。

○篠原委員　　市民窓口サービスの充実ということで、ここにいらっしゃるのは亀井局長と藤田局長ですが、ここでこの文章を読みますと、いわゆる届け出とか各種証明書の交付の窓口のみを差しているという理解でいいのでしょうか。質問です。

○田窪部会長　　市の方。

○田村総合計画担当グループ長　　ここではそうです。

○篠原委員　　その所管が当然あるので、そういう書き方になるのはやむを得ないかもしれませんが、大半は証明書をもらいに来たり、届け出をしにきたりする窓口ですけれども、実はいろいろな局にいろいろな窓口がありまして、個別相談に行ったりとかという話は現実にあるわけです。感覚的な話で申しわけないですけれども、この仕事していますといろいろな人からいろいろな話を聞きます。証明書とか登録などに行ったときに、非常に不親切だったという話を最近はほとんど聞いたことはないのですけれども、１階でもいろいろあるでしょうし、１階以上の階数でもいろいろあるでしょう。そういうところに行ったときに、全然話を親身に取り合ってくれなかったという苦情を承ることは今でもあるわけです。ですから、市民から見ればどこの窓口でも窓口であって、所管がどうなっていますというのは、余り市民、個人にとったら関係のない話ですから、イメージアップとかトレーニングをするということに関しては、

全庁的にというか、少なくとも市民と接点のある部門については、合わせてやっていただくというような表現をいただければと思いました。でないと、これを読んだら、どの窓口も皆充実されると、充実というのは、人当たりとしての向上をもっと考えてくれているということを思われると思いますので、むしろそれを主な業務としているところは、最近はそんなに別に悪いぞという評判などないので、そうでないところが考えていただきたいというのは申し添えておきます。

以上です。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

ほかに。中務委員さん。

○中務委員　　この間、実は住基カードをつくりに参って、できたのですけれども、その窓口のお姉さんたちが３人ほど並んだわけです。もちろん写真を撮って、持って行って、そこでつくったのですが、つくり方をお姉さんたちがあまりまだ理解していなくて、「どないすんねん」って相談してやっているのです。こっちは「はよしてくれや」と言ったのですが、お客さんがいなかったから、隣に、「今、練習中でんねん」ということを言っていましたので、姉さんたちにつくり方自身をもう少し教えてほしい。番号入力するのも、マニュアルを見てしていました。「これこないしたらええな」とか、「４けたの数字言うてください」と、数隠して押したのですけれども、それも何かぱっぱっといかないというような状態でしたので、もうちょっとやり方を言ってほしいと。

○中村市民部長　　えらい申しわけございません。

実は、10月１日から先ほど申しました無料化を始めまして、まだ仕事を始めて間がない職員がおりましたので、今行っていただきますと、早くになっていると思いますが、申しわけございません。

○田窪部会長　　異動とかがあると、なかなかですが、その携わっている人、我々もそうですけれども、自分のしている仕事を理解して自信があれば、来たお客さんの

対応は親切丁寧にできるのです。自分の仕事に自信がないから、そっちの方を考えているから、お客さんの方は放ったらかしということで、お客さんの方は放っとかれたとか、今篠原先生が言ったように、自信がないとかいうこと、だからその辺は内部の研修というか、そういう部分もかかわってくるのではないかと。我々はいつも自分のしていることの自信、お客さんに対して自信を持って、早く自分で理解しておかないと、お客さんが放ったらかしになって、不親切になるというのはよくわかりました。

ほか。八木先生。

○八木委員　　全体的なことで、この計画推進編は、構想の第６の総合計画の実現に向けての各論的な話ですね。そういう観点からすると、私はこの№１から９までのレベルが余りにも違い過ぎるのではないですか。私は、極端に言うと№１だけでいいと思うのです。№１の戦略的な行政経営体制の確立いうのがあって、そのもとに、そのためには何をするのかというので№２からがある。№９は当たり前のことなので、書く必要はないです。これは全然レベルが違う話です、はっきり言って。

この№９は、なぜ書いてあるのか、これ書くのだったらコールセンターとかいっぱい書くべきです。なぜこれがここで挙がってきているのか、不思議でかなわない。これは割愛してもいいのではないかと思います。

全体的なものをきちんと整理してやるべきです。戦略的な行政経営体系の確立いうのが一番重要で、そのために組織の活性化と職員の育成をしないといけないわけです。少なくとも、構想の第６の総合計画の実現に向けてということを読めば、そうなると私は思うのです。それが推進編になると、９つにもなっている。

№９では、10年間が果たしてカード時代でずっといくかは疑問だと思います。皆がカードにしないといけないというのは、カードがいつまでもあると思っているからだと思っています。これからは指紋でいけるとか、それで識別が全部でき、別段カードを持つ必要はないと、皆そう思っています。今、カードよりも皆が信頼しているのは、携帯電話ですよ、今のところ。本当にこの10年という長い歳月の中で、今のカードが

住基カードにしてもいけるかどうか。

それと、住基カードにこだわるのなら、坂さんがおっしゃったように、今皆に普及しているという点で言えば、印鑑証明のあのカードを利用して、行政の内部で住基カードに代えるシステムをつくった方がいい。すると、カードは絶対普及します。住基カードは発行しないのです。今あるカードを利用して、それを行政の内部で住基カードの情報を入れておくという、そういうシステムにした方がいいと思います。

そのカードが本当に10年先まであるか、僕は疑問だと思います。今の携帯電話の普及が10年前に予測できましたか。携帯電話の原形ができたのが16年ぐらい前だったと思います、確か。もう少し前かな。あのでかい箱みたいなのがありました。あのときに、今みたいな携帯になるかいうのは、いろいろな研究家がおっしゃっていたけれども、それはどうかと。もしかしたら、この辺にチップが10年後に埋まっているかもしれません。そこを通ったらだれかわかるとか。

そう、目で識別するのもあるのだから、人を識別するという意味では、実際たばこの自動販売機でもそうでしょう、カードではなくて、ポスターを持って行ったらあれだったとかいう話もありますけれども、この時代どんどんいろいろな機械が発展しているわけですから、このカード、これはどうかと。この№９は要らないと思います。

これは行政としてするのが当たり前の話ですから、これは別段書く必要はないし、十分構想のところで書いている内容でいけるものだと思います。これを書くのであれば、コールセンターとかいろいろなことをやはり書くべきです。でも、それは少し違うでしょう。その辺をもう一度研究してもらえませんか。

以上です。

○田窪部会長　　東委員さん。

○東委員　　例えば、わかっていないかもしれないですが、入り口のところに、この市民窓口がありますよね。市民窓口にいらっしゃる方々が、証明証とか出生届とか、そういうものだけを出すのではなくて、この話題がいいかどうかわからないのですけ

れども、参画と協働の条例も通っていく中で、市に何かをお話ししたいと思って行かれる方が、お話しする窓口って１階にあるのですか。

○坂委員　　市民相談課。

○東委員　　市民相談課というのがあって、それもここの話ですか。今の話ですか。

○田村総合計画担当グループ長　　それは違います。

○東委員　　それは違う。

　そういうことを考えると、先ほど委員もおっしゃっていたけれども、これはどこの何を意味しているものかというのがよくわからなくて、参画と協働の条例もあるし、あそこの窓口でちゃんとお話を聞いてもらえる市民相談課というのがあって、そことお話しすることもこれから先に多くなってくる人もいるし、いわゆる出生届だとかいう証明書関係を出される人たちもいるけれども、ある意味、皆市民から見たらほぼ変わらず同じように見えてしまっていると思うのですが、ここで書かれていることは、一体どこの何を目的としたことなのかというのは、私もよくわからないので、必要か必要でないかというとわからないですが、もっと書くのであれば、いろいろ研究をして、これから先10年に必要な本当の意味の市民サービスの充実ということを盛り込まれた方がいいと思いますし、当たり前のことを当たり前にやりますよというのは、あえて書く必要はないとは思います。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

　ほかに。白井さん。

○白井委員　　言葉の表現として、市民窓口と書いているから、例えばこれは１階しかあかんのではなしに、２階に用事ある人はそこが市民窓口だし、３階に用事ある人は、そこが市民窓口になると思うのです。この表現の仕方がちょっと逆に変えた方が、もっとわかりやすいのではないかと思うのですが。

　以上です。

○田窪部会長　　ほかの委員さん、何かご意見ございませんか。

はい。

○八木委員　　白井さん、確かにそうなのですが、この書いてある内容からいくとまさに１階の話です。だから、僕はレベルが違う話だと思っているのです。

この計画を進めるために何が大事かと言うと、市民の皆さんの声を聞くということです。それだったら、これは違います。私は、そう思います。計画推進のために行政として何をするかということであれば、市民の声を聞くということです。それ以外はありません。№７にその広聴活動の充実があるわけです。市民の声を聞くという意味ではね。その順番も何かぐちゃぐちゃになっていて、実はこの広報、広聴の活動というのは、最後に持ってきてもいいと思うのです。行政が、これもぐちゃぐちゃで、財政の問題といろいろな問題がぐちゃぐちゃになっていて、要はもう一遍その構想の第６章に戻って、それで順番に整理された方がいいのと違いますか。

だから、計画推進のためにここの章が、何のためにつくられているかということを、もう一遍全体の中で把握して、それぞれの項目いうのは、それぞれ意味があると思うのです。窓口サービスの充実というのも、絶対どこかで触れておかないといけない問題だと思うのですけれども、ここでふさわしいかどうかは疑問だと、そういう意味で言っているのです。これはどこかに触れておかないといけない問題だと思っています、これも。ただ、大層に触れるかどうかは別問題で、けれども、どこかで触れておかないといけない。

その辺を一定整理する必要があるのではないですか。なぜこれだけが特出しで出てきているのかというのはよくわからない。

○田窪部会長　　はい、坂委員さん。

○坂委員　　僕も当局の方から修正が出るので、そのときにその議論かなと思っていたのですけれども、確かにおっしゃるとおりで、全体として、例えばここの計画推進のためにというときにどうだというあたりがありますから、その辺のところはもう少し整理が必要ではないかと、今言われたような意見、基本的には賛成です。

○田窪部会長　　はい、ありがとうございます。

ほかの委員さん、何かご意見ございませんでしょうか。

今の意見について、市の方の何か考え方ございませんか。

○新本総合企画局担当理事　　市の方として、この各論を推進編と分けた理由の一つとしては、市の内部事務に関する考え方、これを整理しておこうということで、対市民サービスよりの部分はまちづくり編に書いたわけですが、その中で今おっしゃっていま№９、窓口サービス、これも市民サービスということでございますけれども、基本的には、書類のやりとりと戸籍、あるいは住民票等の自治体としての基本的な事務ということがありまして、ここへ入れているということでございますけれども、ただ、今いろいろご意見をいただいていますので、これも含めて、この項目の取り扱いをどうしていくかということについては、研究してみたいと考えております。

○田窪部会長　　はい、ありがとうございます。

ほかに、意見ございませんでしょうか。

市の方でもう一度検討していただくこととして、次に移らせていただきます。

共通項目の修正案の審議に入りたいと思いますが、市の方からこれについて説明をお願いします。

○田村総合計画担当グループ長　　最初にご確認いただきました資料、４点ございます。まずＡ３、折り込んでいます「共通審議項目における意見と現時点の市の考え方」につきましては、以前送らせていただきました共通項目に関していただきました意見、そしてそのときの市の考え方をまとめさせていただいた資料を送らせていただいておりますけれども、同じ意見につきまして、修正案に基づく市の考え方を記述させていただいております。本日につきましては、この説明は省略させていただきますので、それぞれの意見についての考え方をご確認いただきますようお願いいたします。

本日につきましては、市の修正案の内容を中心に説明をさせていただきます。

それでは、残りの資料のうちのＡ４、１枚ものの「共通項目修正案対比表」といた

しました資料をお願いいたします。

こちらの方で左側が原案、右側が修正案でございまして、基本構想、基本計画総論の構成につきましての修正の説明をさせていただきます。

まず、基本構想につきましては、修正案の真ん中第５を見ていただきましたらわかりますように、第５のまちづくりの主な課題を新たな項目として追加しております。これにつきましては、原案におきまして第１の２の前総合計画によるまちづくりでありますとか、第３の時代の潮流とまちづくりの主な課題におきまして市のまちづくり、総合計画を進めていくに当たりましての課題というものを記述しておりまして、それにつきまして、再度まとめ、再整理することにより、まちづくりの主な課題という５つにまとめるということをしております。その５つが、第５におきます（１）地域コミュニティーの活性化、（２）次代を担う子供の成長、（３）安心・安全のまちづくり、（４）環境との調和、（５）まちの活性化という５つの課題に整理しております。

この５つの課題それぞれが、その次の第６、まちづくりの基本目標の将来のまちのイメージの５つにつながっていく、対応するという形で整理しております。

そして、この第５のまちづくりの主な課題は、先ほどの前総合計画によるまちづくりでありますとか、時代の潮流に書いております課題を再整理するという形にいたしておりますので、流れといたしまして、このまちづくりの主な課題の前に、前総合計画によるまちづくり、第４の時代の潮流を持ってくるという形に整理しております。

基本構想の構成につきましては以上でございまして、続きまして、その下の基本計画総論になります。

こちらの方では、修正案の中で第２の計画の基本指標、こちらに３といたしまして財政を追加しております。こちらに記述しておりますのは、原案でいきますと一番下、各論の計画推進編第２章で財政見通しと事業計画について記述していましたけれども、このうちの財政見通しの部分をこの修正におきましては第２の基本指標の３といたしまして、財政のところで記述をするようにしております。

その上の人口フレームと財政フレームを並べまして、今後計画を推進していくに当たって、実施をしていくに当たっての大枠としての指標として取り扱うということとしております。

そして、基本計画総論の修正案でいきますと、第５、事業施策の実施でございます。

こちらにつきましては、原案の先ほどの計画推進編第２章で財政見通しと事業計画についての記述がございました。このうち、財政見通しにつきましては、先ほどの３の基本指標のところに移行させていただきまして、第２章の残りの事業に関する部分、事業計画そのものは、前回お示しさせていただきました修正案で外すというご提案をさせていただいておりますけれども、前回示させていただきました内容からいきまして、今後計画を推進していくに当たって配慮すべき項目、これを第５の事業施策の実施のところで記述させていただき、原案にあります重点プロジェクトにつきまして、その配慮すべき項目の一つといたしまして、方向性のみを記述をしていくということに組み直しております。

そして、原案の基本計画総論　第６にあります基本計画の見直し、基本計画につきまして中間で見直しを行うという部分につきましては、基本構想の第２、総合計画の役割と目標年次の２、目標年次のところで記述することといたしまして、基本計画総論からは外しているという変更をしております。

大きな項目の修正といたしまして、構成の修正は以上でございまして、続きまして中身、内容の修正につきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、基本構想原案の修正案をお願いいたします。

表紙をめくっていただきました裏に目次があります。こちらでは、先ほど説明させていただきました構成で組み直しているというものでございます。

それでは、この構想の修正案の２ページをお願いいたします。

総合計画の役割と目標年次でございます。そのうち、まず１の総合計画の役割、最後にあります部門別計画についての説明を修正しておりますが、部門別計画につきま

しては、基本計画総論における記述につきましてご意見をいただいておりまして、そこを修正いたしましたのに伴いまして、こちらの方の修正も行っております。

次の目標年次になります。こちらにつきましては、修正を３カ所行っております。そのうちの最初の基本計画におきまして長期的な財政見通しを踏まえてという記述をしておりますけれども、こちらにつきましては、総論におきまして基本指標といたしまして財政を入れるといったところを踏まえて、修正しております。

そして、２番目の、ただし、中間年度において社会経済情勢の変化や施策の大綱に基づく各施策の進捗状況などを検証し、必要な見直しを行います。原案におきまして、基本計画総論で記述していた内容をこちらで記述するということとしております。

そして、３点目は、実施計画につきまして、市長のマニフェストや財源との整合などという記述で、市長のマニフェストについてご意見をいただいておりまして、こちらで入れさせていただいているというものでございます。

それでは、次の３ページ、第３、前総合計画によるまちづくりをお願いいたします。

こちらにつきましては、修正部分の上の部分、大きく下線を引いている部分になりますが、第３次総合計画の総括といたしまして、特に３次にわたる行財政改善の実施、こういったものが適切な対応かというご指摘をいただいておりまして、これにつきましては、下線を引いている部分の３行目、３次にわたる行財政改善の実施や教育環境の保全に向けて住宅開発の抑制指導を行うなどの対応を余儀なくされましたという形に表現を改めております。

そして、下線部の下の部分になりますけれども、二つございますが、ちょうど中ほどになります。こうしたことに加え、というところで、こうしたことに加え、平成７年の阪神淡路大震災により得た住みよい文教住宅都市は貴重な教訓を生かしたということで、震災の教訓についての記述をすべきであるというご意見を踏まえて、こちらの方に入れております。

あとの下線部分につきましては、前回第３回におきましてお示しをさせていただき

ました前総合計画によるまちづくりで今後引き継いでいくべき課題についての記述、それをそのまま記述をしているというものでございます。

それでは、続きまして５ページをお願いいたします。

こちらでは、３カ所修正しておりますけれども、これにつきましては、この部分に限らず片仮名語について、説明をつけるべきではないかという、全体に関するご意見をいただいておりまして、それを踏まえましてＩＣＴ、ユビキタス社会、そしてグローバル化に説明をつけさせていただいたというものでございます。

それでは、次７ページをお願いいたします。

先ほど構成で見ていただきました第５のまちづくりの主な課題、新しく加えさせていただきました項目になります。こちらにつきましては、今見ていただきました前総合計画によるまちづくり、時代の潮流のところにおきまして、市の課題を書かせていただいておりますけれども、これにつきまして、まちづくりを進めるに当たっての主な課題として、再整理してまとめさせていただいて、５つにまとめているというものでございます。それぞれが後に出てきます将来のまちのイメージに対応するようにという形で記述しております。

まず一つ目が、地域コミュニティの活性化でございまして、こちらにおきましては、人口の増加、マンションの建設と、人口の増加によって地域の人間関係にも大きな変化がもたらされているということ。高齢化による独居高齢者の増加等の時代背景、これに加えて地方分権に伴う住民自治、参画と協働のまちづくりの大きな可能性が期待されている今日、地域コミュニティの再生が非常に重要な課題となっているということを記述をさせていただきまして、これが将来のまちのイメージの「市民一人一人が輝いて生きる町」に対応していると考えております。

続きまして、（２）の次代を担う子供の成長でございます。

こちらにおきましては、２段落目になりますが、子育て世代の増加によりまして、保育所や幼稚園での待機児童や、小学校での教室不足が問題となっているといったこ

と、安心して子供を育てられる環境を求める声にこたえられるよう、ソフトとハードの両面において子育て、教育環境の整備を進めていく必要があるということを記述しております。こちらの２が将来のまちのイメージの「子供たちの笑顔があふれるまち」に対応していると考えております。

そして、３番目が安心・安全のまちづくりでございまして、こちらでまず、高齢化が進む中でひとり暮らしの高齢者が増加すると予測している中で、ユニバーサルデザインが行き渡った社会の構築が求められているということ。そして、阪神淡路大震災を経験した本市として、減災の取り組みを一層進めていく必要があるということ。

また、治安面での不安が社会問題となっているといったことの取り組みを進めていく必要があるということを記述しておりまして、これが将来のまちのイメージの「みんなが安心して暮らせる安全な町」につながると考えております。

そして、続きまして（４）環境との調和でございます。

本市の恵まれました豊かな自然を今後も保全をしていくといったこと。そして、市街化区域における高層マンションの建設や、宅地開発による緑地が減少しておりまして、景観の保全や都市緑化の取り組みを求める声が高まっている。また、地球温暖化対策や循環型社会の実現、こういったものについても先進的な取り組みを進めていく必要があるという記述をいたしておりまして、これが将来のまちのイメージの「水と緑豊かな、美しいまち」につながっていると考えております。

それでは、８ページをお願いいたします。

（５）といたしまして、まちの活性化でございます。こちらにつきましては、複合商業施設や大型家電店などの出店が市民の利便性をもたらし、町のにぎわいを生んでおり、また高速道路網や公共交通機関の整備に伴う生活圏の拡大等に合わさって、来訪者による経済効果をもたらす。今後につきましては、既存商業との調和を図るとともに、こうした町のにぎわい、これを都市型観光などの産業との相乗的な活性化に結びつく取り組みが必要としております。そして、これが将来のまちのイメージの

「人々が楽しく交流する元気なまち」につながると考えております。

以上、第５のまちづくりの主な課題を改めて記述したということでございます。

９ページをお願いいたします。

まちづくりの基本目標のうちの基本目標、「ふれあい・感動・文教住宅都市西宮」につきまして、９ページの修正部分になりますが、中ほど「こうしたことから、私たちは」といったところにおきまして、１次、２次、３次と引き継いでまいりました文教住宅都市を今後も本市のまちの目標として引き継いでいくということを記述しております。そして、その次におきまして、本市は今後定住人口とあわせまして交流人口の増加などにより、多くの人が集うまちになるということが予測される。そこにおきましては、人と人、人と自然、人と文化などの多様なふれあいや機会のある豊かなまちになると、そういうふうに考えております。その多様なふれあいや機会を大切にして、さまざまな取り組みをより確かなものにすることを通しまして、市民一人一人が感動できるまち、そういったものを目指していくということといたしまして、基本目標「ふれあい・感動・文教住宅都市」とするという記述といたしております。

それでは、次の10ページをお願いいたします。

こちら（３）の「みんなが安心して暮らせる安全なまち」の記述を変えておりますが、これは先ほど言いましたようにユニバーサルデザインにつきましての説明を入れましたことに伴いまして、修正を行ったものでございます。

それでは、少し飛びますけれども、15ページをお願いいたします。

こちらでは、施策の大綱による関連図、施策等の関連図を載せております。横向きで見ていただきました下のところに２行、説明を加えております。前の14ページの体系の表とは異なりまして、こちらの方では、それぞれの将来像、それぞれの施策が有機的につながって、基本目標を実現するために推進していくといったことを示しているという説明を入れさせていただいているというものでございます。

それでは、次の16ページ、お願いいたします。

総合計画の実現に向けてのところの参画と協働の社会の実現でございます。こちらの記述につきましてご意見をいただいておりまして、それらを踏まえまして、記述を「西宮参画と協働の推進に関する条例」が制定をされたことを踏まえて、条例をもとにした新たな参画と協働についての記述に変えたというものでございます。

17ページでは、行政マネジメントに説明を入れたという修正でございます。

基本構想の修正につきましては、以上でございまして、続きまして基本計画総論の修正のご説明をさせていただきます。

こちらの方につきましては、少し飛んで、４ページ、計画の基本指標のところの人口をお願いいたします。

４ページの下から５ページの上にかけまして、表を３つ入れております。人口の推移、自然動態、社会動態の推移についての表を入れております。これにつきましては、人口の動向について、もう少し丁寧に記述すべきではないかというご意見をいただいておりまして、それを踏まえまして、この表を追加させていただいております。また、あわせまして４ページのところで下線部を引いております記述、「転入数が転出数を上回るようになり、また若い世代の増加に伴い出生数も増加しました」という内容は、この表の追加に合わせて加えたものでございます。

そして、５ページになりますが、将来人口の推計、平成30年度におきます50万9,000という推計について記述をしている部分になります。これにつきまして、その後に注釈、ただし書きを入れておりまして、「ただし、現在の不透明な経済状況等により、住宅供給の傾向に変動が出て、転入転出等の傾向が変わる場合があります」と挿入させていただいているというものでございます。

それでは、次の６ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、ご意見を踏まえまして、高齢化人口と高齢化割合、高齢化率につきまして高齢者人口の割合というものに変えております。

続きまして、７ページをお願いいたします。

まず２の経済指標になります。下線部の引いた部分になりますが、現在の経済状況を踏まえた記述をすべきであるということをいただいておりまして、政府公表の資料等を参考にいたしまして、海外景気の減速に加えて、原油価格の高騰などにより、既に我が国の景気は短期的な後退局面に入ったと判断されるという記述に修正しているというものでございます。

そして、その下の財政のところをお願いいたします。

こちらが新しく入れました項目になります。先ほども言いましたように、原案の計画推進編第２章におきまして記述いたしておりました財政見通し、このうち前回お示しさせていただきました修正案の見通しに関する部分をここに持ってきているというものでございます。先ほども言いましたように、人口とあわせまして人口、財政の、計画を進めていくのに当たっての大枠を示すものであると考えております。

そして、下３行におきまして、「しかしながら、地方財政は景気の動向や国の政策などに大きく影響され、現在の不透明な状況にある経済、税財政制度などを踏まえると、将来の財政を見通すことは極めて難しい状況にある」という注釈をつけさせていただいているというものでございます。

それでは、続きまして８ページをお願いいたします。

８ページにおきましては、第３、市民の意識で２の定住意識になります。こちらのご意見といたしまして、この項目において評価に関する記述がないというご意見をいただいておりまして、それを踏まえまして９ページの上のところになりますが、地域別の住み続けたい理由についてのグラフを追加いたしまして、それを踏まえた評価について記述を入れさせていただいているというものでございます。

それでは、少し飛びますけれども、13ページをお願いいたします。

第５といたしまして、事業、施策の実施でございます。先ほど言いましたが、原案の計画推進編第２章におきまして記述しておりました、基本計画を推進していくに当たっての配慮すべき事項を、総論の事業施策の実施として、記述しているというもの

でございます。

５点を挙げております。

学校・集会施設・庁舎などの公共施設について、おおむね平成27年度までに耐震改修を行う。

２番目といたしまして、児童急増対策として小学校の増改築を行う。

３番目といたしまして、基本目標であるふれあい・感動を進める取り組みを行う。

４番目、５番目につきましては、もともとの原案の内容と同じでございます。

そして、ここにおきましても下のただし書きに記述しておりますように、「ただし、将来の財政を見通すことは極めて難しい状況にあるため、基本計画の事業、施策の実施に当たっては、直近の財政状況を踏まえ、毎年見直しを行う３カ年の実施計画及び予算編成の中で事業、施策の取捨選択など、必要な調整を図りながら柔軟かつ適切な財政運営に努める」と記述しております。

そして、上の配慮項目の（３）ふれあい・感動を進める取り組みにつきまして、具体的に次のような方向性で考えているとして、もともとありました重点プロジェクトについて、その中で記述をいたしておりました具体的な事業は除きまして、方向性のみの記述としております。こちらでの方向性を４点挙げております。

もともと重点プロジェクトにつきましては６点挙げておりましたけれども、そのうちの公共施設の耐震化につきましては、先ほど見ていただきましたように配慮項目の（１）で記述させていただいておりまして、あと、まず多世代ふれあいの推進でありますとか、次の緑の空間の創出のところで重点プロジェクトに挙げておりました市民ふれあいの森、そしてスポーツ施設をあわせて方向性として記述をしているというものでございます。

そして、３番目が親水空間の創出といたしまして、ウォータフロントの整備につきまして記述しております。

そして、14ページにおきましては、環境問題の取り組みといたしまして、その方向

性を記述しているというものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

部門別計画の説明文につきまして、状況が合っていないのではないかというご意見をいただいておりまして、それを踏まえて記述内容を修正しているものでございます。

また、あわせまして、そのすぐ下のいきがい・つながりのところ、国連10年について挙げておりましたが、それにつきましては新しい計画が策定されるので、それを踏まえた計画にすべきであるというご意見をいただきまして、「西宮市人権教育啓発に関する基本計画」として記述させていただいているというものでございます。

○田窪部会長　　すみません、八木副部会長さんが４時からどうしても時間が要りまして、退席しますのでよろしくお願いします。

では続けてください。

○田村総合計画担当グループ長　　修正につきましての説明につきましては、以上でございます。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

今、修正の説明がございました。これについて何か皆さん方からご意見ございませんでしょうか。

○東委員　　これをいま一度に見て、何かを言わなければならないのでしょうか。余りにも比べるのが難しい状態になっていますが、今日でなければなりませんか。

○田窪部会長　　坂委員さん。

○坂委員　　僕も質問。

あと、例えば体育館、まちづくりの主な課題になったら、体育館やったかな、あれはどこへいったのですか。重点プロジェクトだった。

○田村総合計画担当グループ長　　重点プロジェクトにつきましては、先ほどの基本計画総論の第５事業施策の実施のところの、もともと重点プロジェクとして記述していた部分につきましては、その実施の配慮項目のうちの３番目に基本目標である

「ふれあい・感動を進める取り組み」を入れ、これについてこういう方向性で考えていますということで、下で注釈を入れていますけれども、そのうち体育館につきましては、緑の空間の創出で方向性として市民生活に憩いと潤いを与える緑の空間やスポーツ活動の場の創出に取り組みますと、そういう形に記述を変更しているということで、具体的な事業につきましては、説明を除いたということでございます。

○坂委員　　それはわかるのですが、そうなると、この体育館の問題などは各論に載っているのかな。

○田村総合計画担当グループ長　　各論にはあります。

○坂委員　　各論の方へ行っちゃった。

○新本総合企画局担当理事　　初めから各論でも入れていますけれども、その中に入るということです。

○坂委員　　各論は何番だったかな。

○新本総合企画局担当理事　　スポーツのレクリエーション施設、№９ですね。

○坂委員　　９。

○新本総合企画局担当理事　　はい。

主要な施策展開の（４）の上から２行目のところで、施設の整備拡充を図りますと。

○坂委員　　となると、最初の案では、移転という言葉があったでしょ。

○新本総合企画局担当理事　　ありました。

○坂委員　　リーディングのときに移転があって、それから重点のときも移転はそのまま残っていました。けれども、各論の№９へいくと、例えばこの問題は、老朽化した施設の整備拡充だから、移転ということは出てこないですね、わかりませんね。

○新本総合企画局担当理事　　それはわからないですね。

○坂委員　　うん。

○新本総合企画局担当理事　　ですから、それは具体的な実際の整備拡充するに当たって、一つの選択肢として移転ということが出てくるのか、それも含めて検討して

いくということになりますので。

○坂委員　　そうすると、例えばお金の問題については、相変わらず910億円があると言って書いているのですけれども、その910億円の計画充当財源をもとにした事業計画、これは前回の修正で落ちましたけれども、だけど落ちたけれどもその事業計画の中にその910億円分は残っているわけですか、910億円の中にその移転の分も入っているわけですか。

○新本総合企画局担当理事　　事業費は入っています。

○坂委員　　入っているわけでしょ。

○新本総合企画局担当理事　　それは入っています。

○坂委員　　それがおかしいと思うのですよ。それがおかしいと。表現としてまだリーディングや重点という表現をして、そしてこれだけのお金が要ります、そのお金が要る事業をするだけの財源はここにありますと、そういう組み方だったわけですね。

ところが、今回その組み立てから何をするかわかりませんということに変わったわけです。陸上競技場や中央体育館などの老朽化した施設の整備拡充は図るけれども、それを移転するのか耐震補強するのか、現地でどうするのかということについてはわかりませんと言っておきながら、言っておきながらと言うか、そういう読み方になるわけですね、そこだけだったら。にもかかわらず、事業計画の中では、それも、どこに挙がっているかわからない事業計画の中では生きていますよと、こういう形になっているわけです。

これはものすごく不透明なのですね。そういう組み立ては、間違いだと思います。全部一から見直すのであれば、例えば910億円の問題も、ここの財政状況の中で、非常に深刻になっていて、今世界中の人がわけがわからないと言い出しているときに、こんな状況になるかどうかわからないと。例えば、基本計画総論原案の７ページの経済指標のとこで、海外景気の減速、原油価格の高騰、短期的な後退局面、これ、短期的な後退局面って今は言っているけれども、今世界中の政府、中銀、それから経済学

者が言っているのは、相当長期の後退局面ですね。そういう状況にあるにもかかわらず、こういう見方をしている。それで相変わらず増えるという数字を置いていると、こんなばかな組み立ての仕方というのは、やはり間違っていると思います。

ですから、修正案を出してくるのはいいけれども、その結果として矛盾が一層激化して、幻の事業計画というのが、どこにも挙がっていない形で、しかし生きていると、そういう内容の修正案を出されても、それは市民にとっては全くわからないわけですから、答えだけしか出てこないわけですから、この幻の事業計画いうのは一体どこへ行ってしまったのだと。

生きるのではなくて、これも含めて全部を見直しということであれば、それはそれなりに筋が通ります。だけども、その場合には、910億円というのも915億円という金額は要らないわけだから、これについてももう一遍見直しますというふうにするしかないと思います。根本の部分が大きく狂ってきているので、せっかくこの修正案をいただいたのだけれども、これではかえって問題が深刻になったと言わざるを得ないと思います。

○田窪部会長　　今、坂委員さん言ったその幻の計画、あの陸上競技場の移転問題。

○坂委員　　体育館の建てかえ問題ね。

○田窪部会長　　はい。

○坂委員　　これなどはっきり建てかえると、リーディングのときにも重点のときにもあったけれども、それをここの表現に後退するわけですから、そうしたら老朽化した施設の整備は、さっき検討した例の計画的な施設の整備・保全と一緒で、寿命を長引かせるということもありと読めなくもないわけです。これとセットで考えたら。建てかえではなくて。当然それは検討すべきだと思いますけれども。

○藤田総合企画局長　　いやいや、それはないと思うのですよ。

○坂委員　　いや、だから。

○藤田総合企画局長　　いやいや、だから。

もともとあの建物というのは、既存不適格の要素がありますから、あれをそのまま生かして長寿命化を図るという選択肢はまずないと思っているのですけれど。ただ、前は、確かにリーディングとか重点のときには、陸上競技場については、単独の施設としての他の適地に整備しますと、移転ということを前提に考えておるのですけれども、今回これを全部そういう形ではなしに、方向性で示したわけですから、当然適地を探して移転ということも含めて、これから考えていくということを、そのことも含めて方向性という形で出しているわけです。決してあそこで建てかえますということも言っていない。これはもうこれからの検討事項に入っていくのだろう、こういうことなのですけれど。

○新本総合企画局担当理事　　それともう一つ、従来は財政見通しと、事業計画、個別の事業が全部リンクしているというのはおかしいのではないかと。要するに、そういう書き方にするということは、例えば財政見通しが変われば事業計画も変わるのだから、そういう関連になっているよというご指摘があったわけですね。ですから、今回財政見通しというのは、この計画をするときの人口はこんな状況になると予測されます、それから財政見通しもこういう状況ですよと、そういう前提で中長期基本計画を挙げているということで、いうなら、その財政の見通しと事業計画は一たん切り離して、総合計画の枠組みとしての人口、財政を向こう10年どう見ているのだということの記述にとどめたということでございます。

それともう一つ、事業計画の前に事業施策の実施、個別の事業施策をどういうふうに進めていくのだということに関しても、いうなら915億ありきの進め方ではないですという書き方、あるいはそういう配置の仕方をさせていただいたと。

事業計画については、前回外したときにご説明していますように、あくまで現在市が考えている個別事業の参考資料ですということですから、その資料が例えばひとり歩きする、あるいはその総合計画として生きるということとは、もう切り離して今回は考えたのですよということから、今回の修正をしてきているということなので、こ

れまでご指摘いただいた財政見通しと、それから事業施策の進め方と個別事業と、これがものすごくリンクしているのではないかというご意見に対しては、それはもう全部切り離しましたという案になっていると市の方は考えています。

○田窪部会長　　はい、わかりました。

○坂委員　　切り離したから、もういいではないかと、切り離したから915億円の計画充当財源があってもいいではないかと、これはもういいかげんな数字ですと、こういう説明になっているわけですけれども、それはそもそもの数字、税収が増えるという、収入がこれから増えていくということ、この経済状況の中では絶対考えられないわけだから、そこのところの問題としておかしいというのをまず言っておきます。

　それから、その次に言われたけれど、既存不適格という表現、既存不適格という表現は、今ある建物を建てかえるときは、新しい建築基準法でやりなさいということで、今ある建物を修繕するときは、既存不適格だからといって修繕できないのですか。

○新本総合企画局担当理事　　例えば、市民会館が、今既存不適格になっていますけれども、あそこにエレベーターをつけるという事業をするとしたときに、それは既存不適格でつけられない。

○坂委員　　一切できないことになっている。

○新本総合企画局担当理事　　いや、だからもちろん維持補修的なものはあります。

○坂委員　　いや、だからそこです。

○藤田総合企画局長　　だから、そういう話になってくると相当構造上も根本的にやりかえるような、それこそ一たんつぶして建てかえるぐらいの大規模なやり方をしないと、なかなかうまくいかない、そういう状況がありますから。ですから、既存不適格だから、当然適地でということが前提ですという。

○坂委員　　既存不適格はいつからなったのですか。何年から既存不適格になりました。

○藤田総合企画局長　　何年かは。

○坂委員　　何年の建築基準法の改正からそうなりました。

○藤田総合企画局長　　そこまでの詳細はわかりませんけれど。

○坂委員　　恐らく、２年や３年、５年の話ではないと思います。もっと長くあるわけですよ。既存不適格だからと言って、確かに建築基準法であれば、大規模修繕、大規模改築の場合の建築確認が必要という部分があるけれども、だからといって、この公共施設の、例えば耐震補強の部分、大規模でしないのであれば、耐震補強の部分を考えて、全くその道がないのかどうか。それはやはり検討すべきだと思うのです。というのは、さっきも言いましたように、もし税収が伸びないと見たら、税収が下がるかもわからないのです、交付税も含めて。伸びないと見たら、前回私が言いましたように200億円のマイナスです。50億円を入れたって150億のマイナスです。今年の予算でいくと250億のマイナス。だったら、そんなことをやる費用は一切出てこないはずなのです。

だから、そもそもの前提として、どういう問題点があるのかということを、今までは915億円ありきという前提で、では建てかえもできると考えたけれども、これがマイナス200億や300億と言うなら、それはできないと。だけども、そのまま放っておけなければ、どうするのかということを考えないといけないと思うのです。

その収入もないのに車を買い替えるという話をするのではなくて、収入がなかったら、その車の修繕をどうしてするのかということを考えていかないといけない、知恵を出さないといけないわけだから、そういう発想に総合計画そのものを切りかえていく必要があるのではないかと。これだけ深刻な状況の中で、脳天気に、いや915億円予測していますと言って記述することそのものが、僕は西宮市が笑われると思います、中核市として。

これははっきり言って、こんなのを通したらあかんと思います。この経済状況で、１年前だったらまだ議論があったかもしれませんが、今年、この時点で同時不況と言って、世界同時不況で、しかも 100年に一度目と、総理大臣までそんなことを言って

いるような時代に、こんな脳天気なことを書いたままおいておいた案を通すというのは、それはやはりあかんと思います。

○新本総合企画局担当理事　　今の坂委員のお話で、一つはその915億という財源があるという記述がどうかという、総合計画として入れるべき状況かどうかというお話があります。それについては、今の時点での市の考え方としては、今の経済状況、これが向こう10年続くというふうにはならないだろうと。だから、向こう10年、あるいは20年続きますという予測は現実の問題としてないわけですから、一つはそういうことで、そういう915億という財源が余るということを書いていいかどうかというご意見、ご指摘があったというのが一つと。

それともう一つは、先ほどから言っていますように、このまちづくりを進める上で、現時点で市が必要と思う事業は、こういう事業ですよというのを整理したのが事業計画で、その一部は当然基本計画にも書いています。先ほどから言っていますように、これを進めるに当たっては、直近の財政状況を見ながら取捨選択しますと。ですから、おっしゃるように陸上競技場の建てかえができる財政状況がなければやはりできなくなってしまう。それは当然わかっているわけですから、ただ計画全体として10年の計画、まちづくりを進める目標を掲げる計画の中で、人口はどう見ているのか、財政状況をどう見ているのか、というのはありますけれども、それと個別事業とが絶対この個別事業を全部やり切らないと、それはやり切れれば一番いいわけですけれども、やり切らないと、例えば計画としてのまちづくりがどうだったのだと。その方向性がおかしかったのかということにはならない。むしろ、その方向性、まちづくりの目標、方向性はその方でよかったけれども、達成度がそこまでいかなかったという評価になってくるのだろうと市の方は考えていますので、今の坂委員のご指摘には二つの意味があると。

くどいようですが、その915億の財源があるという書き方がいいのかどうかいう話と、それと事業計画がそれにリンクしているかと言ったらそれはしてないのです、市

の方の考え方としては。それは、随所に直近の財政状況を見ながら事業は進めますと書いていると、そういうことです。

○坂委員　　いいですか。もう一回だけ言って、もうこれ以上は言いませんから。

今の修正案の計画総論の13ページ、第５、事業施策の実施の部分の、これ、最初に議論がありましたけれども、公共施設についておおむね27年度までに耐震改修を行うと、これ最重点なのですね、いわば。

それから、同じくこの第５のとこの第４番のところですけれども、道路・建物などの公共ストックについて有効活用できるように計画的な維持補修と、こういう表現がありますね。

そうしたら、体育館あるいは中央病院、こういうところについては、これはもう震災のときには避難場所や医療の場所になりますから、本当は最優先していかないといけないわけです。そうしたら、この総合計画をつくるときに、さまざまな市民生活全般にわたって計画は立てていかないといけないけれども、市民的コンセンサスとして、最重点は何かということをやはりはっきりさせる。その上で、震災については、規模はいろいろあるでしょうけれども、確実に来る、少なくとも震度６弱と言われるような南海大地震とか、そういうものに対応できる計画を早急に立てるということであれば、それに向けた事業計画というものも考えていかないといけない。

そのときに、今のご説明のように財源は財源、計画は計画、そのときそのときになって考えますということだったら、総合計画の意味というのが一体どこにあるのか。単に重点的に主要目標はこれです、主要な重点はこれですよと、その重点のコンセンサスが総合計画だと言うのだったら、ここまで膨大なものも要らないのと違うかということになってしまいはしませんかと申し上げる。

だから、現実問題としては、事業計画、それはお金がないわけですから、毎年毎年向こう３年のローリングしてやっていかないといけないということは事実ですけれども、だからといって、こうした基本的な部分については、やはりこの10年でやろうと。

そのためには、スクラップ・アンド・ビルドで大きな方向性として、やはりきちんとこの総合計画の中で少なくとも方向性は示しておいて、多少それがずれたとしても、確実にやり切る。そういう考え方を持って、進めていくべきではないかと思いますので、もうこれ以上言いませんけれども、とりあえずそこまでは言っておきたい。

○新本総合企画局担当理事　　言ってよろしいか。

ただいま坂委員おっしゃったように、では財源に合わせた事業施策をするときに、では何を基準に選ぶということになると、それはこの計画に返ってくるのです。市がこういう計画をつくった以上、それは100できないのはわかっていても、例えばこの事業を優先させるか、こっちの事業を優先させるかいうことになると、やはりここに書いているものに沿っての選り分けがされていく。だから、計画として意味がないのではないかというお話はありますけれども、市の方は、こういう計画を持ってるからそのときの取捨選択の一つの基準になるという意味でも、こういう計画は必要であると考えているということでございます。

○田窪部会長　　中野先生。

○中野委員　　話題を変えてもよろしいですか。

今の坂委員のお話と新本理事のお話をお伺いしていますと、こういった基本計画そのものに対する認識の差と言うのですか、そういうのを少し感じましたけれども、全然違う部分なのですが、申し訳ありません。

書き直されたということで、総合計画基本構想の方の、こちらに新しく７ページ、第５、まちづくりの主な課題というのが入りました。それでその中の８ページ、（５）まちの活性化というのが、これ、全く新しい書き起こしのようですが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○新本総合企画局担当理事　　これは先ほど説明しましたように、このまちの課題は、前の前総合計画によるまちづくりと、３ページですね、それから４ページの時代の潮流、この中で既に課題として挙げていたもの。

○中野委員　　どこですか、具体的に。

○新本総合企画局担当理事　　具体的には、３ページの下から５行目ですね、また総合計画が掲げたまちににぎわいをもたらす産業活動の活性化、これについても一層の取り組みが必要であるという。

○中野委員　　どこに、複合商業施設、大型家電という言葉が出てきますか。

○新本総合企画局担当理事　　いえ、その言葉は出てきません。

○中野委員　　いや、だから、書き起しですよね、これ。

○新本総合企画局担当理事　　ああ、はい。

○中野委員　　新たにこの言葉は初めて出てきましたね。

○新本総合企画局担当理事　　はい。

○中野委員　　今まで基本計画の中にこのようなレベルの言葉は入ってなかったと思うのですが。

○新本総合企画局担当理事　　はい。

○中野委員　　その認識は、間違っていないですか。

○新本総合企画局担当理事　　わかりました。

この書き出しで。

○中野委員　　ありません。後ろの方にも今さんざん調べましたけれども、もしこの言葉がこの基本構想のところにこんな具体的な言葉が入ってくるのであれば、後ろを全部書き直さなければいけなくなるのではないかと。

この８ページも（５）まちの活性化は、修文ではなくて、新しい単語が使われて、書き起こしになっていると理解しました。間違っていたらごめんなさい。

書き起こされるのであれば、今新本理事がおっしゃっておられたとおり、まちのにぎわいだとか、ふれあいのある活性化だとか、そういう言葉に戻していただくなり、ただ、この最後の２行、「今後が」というところが多分書きたかったのだろうと思うのですが、これも書き起しになっていまして、文章として全く練れていません。これ

が一番重要な部分だと思いますが、どこが文章としておかしいかというと、「今後は、既存商業施設との調和を図るとともに」とありますが、例えば、既存商業施設と何との調和を図るのか、わざと逃げています。それは前の前段に書いてある大型家電店、複合商業施設を読めばわかるだろう、それは日本語のあいまいな点でありますが、そのような議論をやるのであれば、後ろに全部それを入れないと、ここでも先週随分そこは議論させていただきました。ですから、後ろの各論のところではそれは議論してきちんと書くべきことですが、この（５）まちの活性化というところの文章の書き方については、もう少し慎重に書いていただければ、それで次に「都市型観光など産業との相乗的な活性化」というのも、日本語として意味が不明であります。相乗的な活性化って一体何だろう。後ろに書いてある各論で、先週議論したことと、どうこれが結びつくのかというところが余り見えてきません。

それで、そこはさんざん議論して、例えば13ページ、同じ基本計画のにぎわい・そうぞうですね、にぎわい・そうぞうのところでは、さっと逃げて、施策、項目は５つだけという格好になっていますよね。ですから、そのでこぼこといいますか、疎密といいますか、８ページをつけ加えていただいたのは非常に結構だと思うのですが、少し粗いかなと。もう少し。では、中野君やれ、と言われたらやりますので。

○東委員　　全く同じところなので、加えさせていただきます。そのまちの活性化のところ、私も内容を聞いていて、とんでもないなと思っていたところでした。

多分、これは話を変えるのですが、そういうところが増えているような気がするのです。これだけの量のものを今ぽんと渡されて、目の前でマルかバツかを言うために議論をしろと言われても困難なので、１回持って帰って読ませていただくことはできませんか。まちの活性化とか商業の部分でも、ここだけかどうかということすらわからないので、前の記述が消えているとか消えていないとかも合わせて見た方がよいと思いますので、部会長、どうでしょうか。次回に繰り越して読んで来て、指摘していただくのはいかがでしょうか。

○田窪部会長　　今、委員の方からこの修正した部分を前と比べてどうなのかという、読んで比べる時間が今ここではなくて、意見をといっても難しいという意見が出ているわけです。この辺のところ、事務局はどのような考え方ですか。

○田村総合計画担当グループ長　　第６回、次回につきましては、部会の最後になりますので、こちらの方の想定といたしましては、ご議論いただいた各論についての修正案をお出しさせていただいて、ご検討いただくということを考えておりました。

今日いただいたご意見も踏まえながら、今の修正案も再度検討させていただくということになりますので、もし今日の修正案にご意見等がおありでしたら、次回第６回に間に合うように、作業等を考えますと、月曜日ぐらいでファクスでもメールでも何でも結構ですので、いただくということが可能であれば、このあと見ていただいた上で、意見いただければと思いますが。

○田窪部会長　　坂委員。

○坂委員　　本当は前回、先週に出すべきだったのです、これ。そうですよね。それが行政側の都合で１週間遅れた。だけども、委員については、その遅れをおまえたちが取り戻すと。これは問題だろうと思います、率直に言いまして。

それは、10月中にけりをつけなければいけないという問題があるのだろうとは思いますけれども、修正せざるを得ないというのは、委員の皆さんの意見と、それから客観的な状況というのがどんどん変わってきているという中で、我々が議論をした分について行政としても考えていかないといけないということで来たのだと思いますから、10月末の総会で答申だと言うけれども、本当にそういう意味では、各部会の皆さんが納得した形の答申になるのかどうか。それは、意見の違いは、自分の意見が通らないのはいくらでもありますけれども、一定の議論を尽くして、それでまあまあやむを得ないとなるのか、それとも行政のペースに押し切られたというような変な不満が残るのか、10年に１回の出来事ですから、私はもう少し回数の問題も含めて、きちんと対応していただくべきだと思いますので、その点も意見として申し上げておきます。

○田窪部会長　　篠原委員さん。

○篠原委員　　次回、各論の出た意見の最後とありましたけれども、最終的に答申が出るわけですね、この部会だけでなくて、４部会の総合的な正副会長・部会長会があって、答申が出て、答申というのは、私の理解では一定程度のこういうことに配慮してくれとか、こういうことをもう少し気をつけてくれとか、そういうような考え方の集大成があって、いろいろな修正を重ねてきたけれども、最後にそれを受けて、もう一回再々修正というか、最終修正があるという理解でいいのでしょうか。

○東委員　　答申の後で。

○篠原委員　　答申は同時にやってきたから、そこまでできているもので、同時にこっちは全部書いていることは引き受けているというスタンスなのですか。

○新本総合企画局担当理事　　今の進み具合は少し置いておいて、31日の総会のイメージは、答申を出していただく。答申のときにおっしゃるように、今はこういう方向性という話と、それから考えていますのは、こちらが修正案をつくりますから、このとおりの修正をしなさいという、そういう答申書をいただくというイメージです。

○篠原委員　　それは具体的に、例えば何ページのこれをこうしなさいと。

○新本総合企画局担当理事　　そういうふうに考えています。

　ですから、今ここで総論の関係でお渡ししました。これを各論ごとに全部つくって、この各論のここにいただいたご意見についてはこう修正します、あるいは市の考え方で修正しませんというのは、もちろん部会でも説明させてもらいますけれども、それで一定の了解をとっていただければ、それを今度総会の場に持っていきたいというふうに考えています。

○篠原委員　　ということは、基本構想に関しては、確かに今日、僕らは見ましたけれども、これだけのものを全部今ここで意見を言って全部書きとめるからというのは、確かに無茶だと思いますし、月曜日までに出したものに関しては、最終修正の場に考慮される可能性があるけれども、それ以降の、例えば次回に何かもう一回これを

話し合ってというようなことはもうなくて、この月曜日までが最終修正の期限ということになるのでしょうか。

○新本総合企画局担当理事　　こちらが考えていますのは、６回目のときに、各論、それから総論の分も両方お出しするつもりです。今思いましたが、第５回でいろいろご意見を聞き、今日も何人かからはご意見をいただいていますが、これが各部会の方々からいろいろな意見を全部今日お聞きできて、それを踏まえて６回目にもう一度修正案という形でお出ししようということと、各論の修正案をお出しする。そこの場でこうやりとりする中では、基本的にその案でできるものはできない、変えるなら変えますという、その場でそのやりとりをして、どうしても残る部分については、正副会長・部会長会に一任していただいて整理するというやり方を考えていたということでございます。

ですから、今お話があるように、今ここでこれだけのものを出されて、しかもかなりの修正があるので意見が出せないということになると、第６回目にご意見をお聞きします。当然それはそういうことにしないといけないだろうと思いますが、ただもしその中で、６回目でいろいろご意見が出て、全部こちらが答えきれればいいですけれども、やはり検討せざるを得ないような問題が出たときに、それをどう取り扱っていくのかということについては、こちらの考えとしては、正副会長・部会長会に報告させていただくということで、そこで整理をしていただく、そういう方法を考えていたということでございます。

○東委員　　では、各論の今日のお話の修正案をいただけるのは。

○新本総合企画局担当理事　　それは、今回は早目に。

○東委員　　当日ではないという。

○新本総合企画局担当理事　　当日ではないです。各論の修正案については、部会の２、３日前には送らせていただくというふうには考えています。

○東委員　　来週ですよね。

○新本総合企画局担当理事　　ええ。だから、今日の分は、来週の水曜日までに整理します。今までお聞きしている分については、市の方としては一定整理してきています。

○東委員　　それをあわせて、各論を一つにしたものを２、３日後までにつくりますということ。

○新本総合企画局担当理事　　そういうことです。

今日いくつかお聞きしたご意見は踏まえた上で、構想の修正案は２をまたお出しすると考えています。

○篠原委員　　そうしますと、今日実は少しだけお時間をいただいて、いろいろな形でお聞き及びと思いますけれども、超党派の議員の有志で、基本構想は議会の審議対象になりますので、自分がマルとかペケと手を挙げる上で、ざっと読んでいいんではないかというレベルではなくて、真剣に自分たちも対案ではないのですが、一からつくり上げるつもりでいろいろなご意見をいただいてつくったものを、既に皆様にはもう最終のものをお送りさせていただいたと思います。

何がしたいのかと言われますと、基本構想というのは、首から上の一番ヘッドになりますから、それを我々のつくった方がいいから、飛ばしてすげかえろということが言いたいのではなくて、要するに部分的にこうだからというのはもちろん必要だけれども、超党派の議員として、多分史上初めてだと思いますけれども、一からつくるつもりで意見を集約したという、その集大成としての一つのページという意味でのでき上がりものになるのですけれども、それを皆さんの知らないところで議会が勝手に当局と話し合って、気がついたらある程度のことを飲ませていたみたいな話ではなくて、あくまで皆様とともに、皆さんの中のご意見として取り入れていただけるものがあれば、この中の答申として「ああ、なるほどおまえらのつくったこっちの方が、そうそうこれが言いたかった」とか、「こういうふうにしたらいいやないか」とか、そういうご意見をどれだけ拾えるかというのは僕らの勝負だと思っているのです。全て変え

てもらいたいわけではなくて、よりすぐれたものになるために、取り入れていただけるものがあれば、この中で取り入れていただきたいと思ってお送りしたわけですけれども、それも含めて、月曜日までにこの中に、私は自分のやる範囲でやりますが、でなければ、それについては全く反映されないということになりますのでしょうか。

僕は、最終答申というのは、方向性としてこういうふうにして、気をつけて最後の調整をしてほしいというような答申だという理解をしていたので、その中に超党派でつくっているものに関しても、一定見るべきものは多少あるから、これも取り入れる範囲で、各論についてはわざわざ形を合わせているわけですから、取り入れる範囲に関しては取り入れてくれよという答申を、もし皆さんの合意がいただけたら、それは一番うれしいなと思って進めてきたのですけれども、個別にしないといけないということになるわけですか。

○新本総合企画局担当理事　　それは、第１回から他の部会でも研究会のお話が出ていまして、そこでの意見というのをどう取り扱うのかというときに、事務局の方が言っていますのは、あくまで審議会の場でご意見として出していただく。しかも、それがペーパーという形で、例えばこれが私の意見ですよという新しい意見を紙で出されるということについては、これはやはり審議会の審議の仕方としては好ましくないということで、あくまで口頭で原案に即して、ここはこう変えるべきだというご意見をいただきたい。そういう説明を他の部会でもしてきています。

念のために、前回上田委員と坂委員が出された意見を送りましたのは、もう既に口頭で、その部会の場で披露された意見を共通審議項目なので、他の部会にも知ってほしいというお話があったので、一定市の方で要約はしていますけれども、再度それを個人的にまとめられたということですので、配付させていただきました。

ですから、必ず口頭でこの審議会の場でその意見を言っていただくということでないと、審議会の対象といいますか、俎上というものには乗らないのではないかというふうに考えております。

○篠原委員　　そうしますと、要するにどういう形で、僕らとしては、何か掟破りみたいなことをして、無理やりねじ込もうという、少なくとも僕にはその意図はないので、決められた枠組みのルールの中で、できるだけどうしたら反映されるだろうとしてきたつもりなのです。いろいろお邪魔をしたかもしれませんけれども。

その中で、今までのお話し合いの中で、例えば結果的に我々が直接配付をさせていただきましたけれども、僕の聞き違いだったらごめんなさい、この中で配付してもいいというぐらいのお話まで前回あったと僕は記憶しているのです。直接うちの世話人たちがやりとりした中で、もし委員の皆さんの配付をしてもいいという許可をいただいたら、この中で配付してもいいというところまでお話があったと僕は聞いたのですけれども、それは先ほどのご説明と矛盾になりませんか。

○新本総合企画局担当理事　　それは今言いましたように、初めからそのご意見として出してもらう。ただ、そのご意見の出し方で、冊子を持ってきて、これが私の意見ですからと言われたら、それは議論になりませんということを言っているわけであって、例えば資料を配るということ、前回も初めの案を配られました、ここの場で。あのときの整理としては、審議会として取り上げる資料ではないという前提ですけれども、配ってもらう分には構いませんという整理のもとで、初めの研究会の案が配られたし、あるいは正副会長・部会長会で配られたと思いますけれども、各委員さんにも送られたということですので、市の方としては、あくまで審議会の案として、意見として出すということであれば、この場でその内容を発言していただきたいということでお話ししています。

○東委員　　実は、篠原さんたち、皆さんこの研究会の説明会に審議会委員として行ったのは私、本人が行ったのは多分私１人だったと思うのですが、議員さんではなくて、当事者でなくて、実直だから行かせていただきましたけれども、そのときにもお話をしました。

総合計画は、私、策定委員会から関わっていますので、策定委員が一生懸命時間を

かけて考えて、審議会委員の皆さんが一生懸命考えたものですと。参画と協働の条例が終わったからすぐというのかどうかわかりませんが、何故今のこの時期に、こんな短い時間で議員の皆さんが集まってつくって、「はい、どうぞ」、「比べてみていい方を入れて」みたいなお話になるのかというのが、意味がわからないということをそのときにもお話をさせていただきました。

議員の皆さんの代表者の方は入っていらっしゃるので、そこで各代表の議員の皆さんからご意見いただいたものとは違うものなのかどうなのか、よくわかってないのですけれども、一人一人入っていらっしゃいますよね。その方がお話し合いをしたことのご意見を、その場でここの皆さんでお話されたことを、その人が代表でその部会、部会でお話しておられたら、多分これと同じ意見が審議会の場で出ているはずなのですが、突然短期間に集まって、形としてつくってしまうことによって、事前に打ち合わせをして、では次のことのときにこの話が出るから、皆さんで研究会で集まられて、その意見を吸い上げて僕が持って行くという段取りができなかったのだと思うのですが、本来であれば、そういう意味で議員の代表の方々が出席してくださっているのだと私も思っていましたので、それはこのやり方というのが、議員の皆様方だから、先生方だからできることになってしまって、普通の一般の市民の皆さんというのは、公募をして小論文を書いて、公募の委員に選ばれてなったりしながら、一生懸命この場でお話をしようと思っている。先生方は市民から信託を受けられたからといって、これができるみたいなお話になると、少し意図が違う、何のために策定委員の皆さんが一生懸命議論されて、何日もかかってこの審議会に上がってくるまでに、本当にたくさんの方が頑張ってつくられたので、今持ってこられるというのはどうなのかということもそのときにお話ししました。

あと、これは当局の皆さんですが、策定委員があのとき一生懸命学識経験者の皆様方、議員の先生方とお話がしたいですと言ったことが、今になってこういう形になっていると私は思っています。あのときに、皆さんはちゃんとその意見をおっしゃいま

したよ。だけど、実現しなかったのです。事実こうなってしまいましたが、そのとき策定委員の皆さんは、そういう意見をおっしゃっていて、ただ、そのときも時間が非常に短くて、一生懸命できる限りの、今ある現状のできる限りを皆でしたと思っていますので、もしもそれぞれの立場の一つ一つの部会の議員さんがいらっしゃるのであれば、次回、この最後の第６回目にこれをまとめて、自分の１、２、３、４部会のところに持って行って、お話をされるというのが、全体ではなくて、第１部会の代表の議員さん、第２部会の代表の議員さんがいらっしゃって、その場でお話をされるのがいいのではないかと思います。

○新本総合企画局担当理事　　この意見をまとめている中で、今東委員がおっしゃるように、既にご意見は出ています。読んでいただければわかると思いますが、今回研究会がまとめられている案を前提としたご意見が幾つか既に出ています。これは皆さんにお配りしているわけですから、市の方はそういうご意見が審議会であったからということで、今回の修正案を出したと考えていますので、だから、そういう形で出していただけるというのが、お願いしている内容になります。

○篠原委員　　いろいろおっしゃっていただいたので、多少はお答えをしておかないといけないこともあるかと思うのですけれども、まず、そのやり方についてよくわかりました。１部会から４部会まで、このことに熱心にかかわってきた人がすべて配置されているかというと、配置されてないのですね。ですから、例えばここなら私がやりますし、八木さんも参加メンバーですし、他にもいるケースもあるのですが、いないケースやいらっしゃってもそんなに参加されていないケースもありまして、全員が同じレベルでその声を代弁してくるというのは、機能的に無理だというのが１点。

それから、もう一つ、何故この時期に議員がそんなに集まって、そんなことをするのかということに関しては、そもそも審議対象とは、僕らが要するにイエスとかノーとかという決裁を付託を受けてするのです。ということは、僕らは自分が賛成するか反対するかということに対して、やはり責任を負うと思っているのです。今後の10年

の大事な計画で、10年後に僕が議員としていれるかどうかはわからないけれども、これをもとに今後進めていくものに関して、ただただ出てきたものにおまえらはイエス・ノー機関だからその場で細かいことを聞いてやることだけ言って、イエス・ノー言えということだけではもう飽き足らない。議員活動全体が飽き足らない。どんな政策に関しても、対案をつくれるぐらいの勢いでものを言わなかったら、結局は何を言っても情報量でも負けるし、そればかりしている人とそうでない、党派もばらばらで足の引っ張り合いなどをしているような組織では、絶対対抗できないというところから、超党派で一つ試験的な意味も含めてやってみたというところがあります。

審議会の皆さんには、余計なご心配なりご迷惑をおかけしたという部分はあると思うので、大変申し訳ないのですけれども、議会自体が生まれ変わる一つの産みの苦しみというか、新しい動きだと温かく見てくだされば うれしいと考えます。

あとは、僕は僕として月曜日までに言えることはある訳だから、ここに参加している以上、それをこれに沿って言いますし、それは別にここだけの話ではなくて、基本構想に関しては、３にも２にも１にも伝わるものという前提になるでしょうから、皆さんとやれるものと手分けしてでも、そういう形でさせていただきたいと考えます。

以上です。すみません、時間いただきました。

○田窪部会長　　ありがとうございます。

○東委員　　では私が少しだけお返事をします。

とてもすばらしい取り組みだと思うので、私自身も先ほど意見を言いましたけれども、決して否定的なものではありません。これでお考えになったことが、議会で質問されて、当局の答弁を交わされる、議論を交わされる中にきっと生かされると思いますので、今回皆さんが審議の中で考えていく中で、紙として、実は説明会のときに篠原先生がおっしゃったのですけれども、一言答申のところで議員も一生懸命考えているから、少しは見てやってぐらいのことを盛り込んでくれたらうれしいのにということをおっしゃいましたが、私は個人としてはその答申の中にそれを入れるまでは難し

いのではないかと思っていて、ただ皆さん先生方が一般質問される中で、きっとこの意見も出てこられるのだろうと思って、楽しみにお話を聞くことができるので、ぜひ頑張っていただければと思っています。口幅ったくてすみませんでした。

○新本総合企画局担当理事　　篠原委員が今おっしゃいました、そういうふうに口頭で意見を言っていただく、原案に即してここはこうすべきだというご意見があるとすれば、何度も言いますけれども、研究会の冊子も、その資料ですということでのお出しいただくのは構わないのですと、言っている訳です。ただ、それは第２の原案ということでの審議対象にはなりませんという、そういう意味で、口頭でご意見いただく、その言ったバックボーンはこれですという形での取り扱い、それはできると考えてもらう。審議対象ではないということで。

そういうことで、出たご意見を審議対象にしますということですから、そういう意味で既に配られていると思いますので、再度配る必要があれば、それまた配りますけれども、そうでなければ取り扱いとしてはそういう考え方で考えています。

○田窪部会長　　ありがとうございました。

坂委員さん。

○坂委員　　そういう今行政が言われたようなやり方をするにしても、時間はあります。だって、原案の修正案は出てきたわけだから、当然それに対して篠原さん個人という形で意見を言うわけでしょう。それは次回ですね。月曜日までに意見を出すと言っても、僕らは聞けないわけです。行政しか知らないわけだから。

僕らが聞いて、その意見はもっともだと賛成するとやりとりが本当は部会の中で必要だと思うのです。そこのところを抜きに、行政が一方的にそれぞれの意見を聞いて、取捨選択してうちはこうですと言うのは、何のための部会かと思います。

だから、第６回のときに基本計画各論も含めて、行政の意見がそれなりに来ました。これに対して基本構想についてはこういう意見だと、我々もそういう議論をするというのが本当だろうと。その上で、７回目はないけれども、正副会長・部会長会に持っ

て行くのではなくて、部会ごとにしていることについて、もう一遍そこで練り直しをしていく必要がある。これはある意味ルール違反で、今中野先生がおっしゃったように、書き下しの文章が入ってきて、全然違うような中身まであるのだったら、これまた一からこちらとしても考えていかないといけないということになるわけだから、そこら辺のところは、これ直しようがあるのかという思いさえあるのです。

ですから、このスケジュールでいくのであれば、第６回でその場で即断できないですから、行政は他の３部会があるわけだから。この進め方は極めて無理があるという指摘をしたいと思います。

○中野委員　　坂委員がおっしゃった点ですが、時間は限られているし、我々の使える資源も限られていますので、最終的にやはり実際にものを書かれるところにお願いするしかないわけですから、私はここ書き下しですねということ、先ほど確認させていただきましたけれども、それでも一応修正としてつくってこられたわけですから、我々としてはまた決められた期限の中で、あるいは場の中で、それに対して意見を述べるだけだということで、だれが書いているのかというと、結局新本理事とか書いておられるということで、私は全部信頼して市の方に委ねたいと思っております。

○田窪部会長　　他の委員の方、何か、この問題についてございませんでしょうか。

○藤田総合企画局長　　今日こういう展開になりまして、もう既に時間もかなり回っていますので、今日はこの辺でとめていただいたらと思っております。ただ、今篠原委員からもお話がございました。元々の予定では、第６回で一応締めにしたいというようなことを、冒頭も申し上げておりますけれども、その辺の扱いについては、坂委員のご指摘もございます。あとの３部会もありますので、事務局の方に扱いを委ねていただくと言いますか、そういう形にさせていただいて、できるだけ皆さん方のご意見を尊重させていただくという方向で、整理をさせていただけませんでしょうか。

このことについての取り扱い、こういうふうにしたいということについては、できるだけ時間を置かずに、また皆さん方の方にお返しをさせていただくということにさ

せていただくということでいかがでしょうか。

もし賛同いただけるのなら、そういうことでやらせていただきたいと思いますが。

○田窪部会長　　今、市から提案があったように、少し市の方で考えていただくと。

○篠原委員　　構わないのですが、その前の話としては、もうその次の意見に反映させたかったら月曜日ぐらいまでにもらわないとあきませんという話。これはもうなしと思っていいのですか。

○新本総合企画局担当理事　　できればいただきたいのですが、そういう意見が出ればまた皆さんにも当然送るつもりはしていますが、議論はできてないというところがあります。

○篠原委員　　どっちみち用意はした方がいいのですね。

○藤田総合企画局長　　堅いことを言うようですが、ご意見等はできるだけ次回ということではなく、次回までに我々の方にいただければ、またそれに対する対応も可能と思いますので、大変お忙しい中ですが、そういう形でできるだけ早くいただくと。

第６回の中でその辺の市の考え方といいますか、その辺が披瀝できるものがあれば、そういう形でお示しもしたいと思っています。

○篠原委員　　はい、わかりました。

○藤田総合企画局長　　別に月曜日ということには、それはこだわりません。申しわけないですけれども。

○東委員　　要するに、月曜日に出したものを盛り込みながら、第６回のときに原案の修正案が出てくるから、でも、これを読もうと思うと。

○藤田総合企画局長　　その辺の組み立て方を考えます。

○東委員　　わかりました。

○篠原委員　　一応用意してということ。

○藤田総合企画局長　　タイトな日程で申しわけないけれども。

○田窪部会長　　意見をお出しくださいということですね。

市の方から次回の進め方について。

○田村総合計画担当グループ長　　内容といたしましては、整理させていただいて、またご案内をさせていただきますけれども、日程といたしましては、次回は24日、同じ１時半から同じこの場所でということで、よろしくお願いいたします。

○坂委員　　いいですか。３時間半になっているけれども、今日がこんな時間ですから、そこのところを言っておかないと。

○新本総合企画局担当理事　　確かに場合によっては、延長する可能性もあるということで。

○田窪部会長　　今、坂委員さんが言われましたように、今日がこんな時間で、本当に皆さん熱心に意見を出していただきまして、次もまたそうなるかもわかりませんので、時間延長をしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日の審議は、これで終了させていただきます。

本当に皆さん貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

市の方も次回、できる限り今日の意見を踏まえて、詰めていただきますようによろしくお願いいたします。

今日は、本当にどうも長時間ありがとうございました。

（終　　了）